

第三十八回国会 農林水産委員会 議 録 第十六号

(二四〇)

昭和三十六年三月十七日(金曜日)

午前十時二十三分開議

出席委員

委員長 坂田 英一君

理事 秋山 利基君 理事 大野 市郎君

理事 小枝 一雄君 理事 小山 長規君

理事 丹羽 兵助君 理事 石田 有全君

理事 角尾堅次郎君 理事 芳賀 貢君

安倍晋太郎君 飯塚 定輔君

亀岡 高夫君 倉成 正君

田口長治郎君 田邊 國男君

館林三喜男君 中馬 辰猪君

綱島 正興君 寺島隆太郎君

内藤 隆君 中山 榮一君

野原 正勝君 福永 一臣君

藤田 義光君 本名 武君

松浦 東介君 森田重次郎君

八木 徹雄君 足鹿 覺君

有馬 輝武君 片島 港君

川俣 清音君 北山 愛郎君

東海林 稔君 中澤 茂一君

榑崎弥之助君 西村 関一君

山田 長司君 湯山 勇君

出席國務大臣 池田 勇人君

出席府政委員 農林事務官 昌谷 孝君

(大臣官房長) 農林事務官 大澤 融君

農林事務官 大臣官房審議官 融君

委員外の出席者 北山 愛郎君

員 石田 有全君

員 角屋堅次郎君

員 芳賀 貢君

議員 足鹿 覺君
議員 中澤 茂一君
議員 岩隈 博君

三月十七日

委員榑崎弥之助君及び山田長司君辞任につき、その補欠として有馬輝武君及び川俣清音君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員有馬輝武君及び川俣清音君辞任につき、その補欠として、榑崎弥之助君及び山田長司君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

農業基本法案(内閣提出第四四号)
農業基本法案(北山愛郎君外十一名提出、衆法第二号)

○坂田委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、農業基本法案及び北山愛郎君外十一名提出、農業基本法案を一括議題とし、質疑を行ないます。

本日は主として北山愛郎君外十一名提出農業基本法案に対し質疑を行なうことといたします。質疑の通告がありますので、これを許します。綱島正興君。

○綱島委員 まずお尋ねをいたしますが、「農業基本法案についての提案理由の説明」という刷りものがございまして、これによって過日大北山議員は説明をされたのでありますが、この記

録の記述に従って質問をしたいと思っておりますが、これについては間違いないか、その点をお尋ねします。

○北山議員 この前の本会議における趣旨の説明、その趣旨によって社会党の農業基本法案は提案されておられるわけでありまして。

○綱島委員 そこで、お尋ねをいたしますが、この提案された基礎的考え方ともいうべきものを、「一、二、三、四、五」と分けて述べておられる。その五のうち第一に、「わが国の農業が今日なお過小経営の形で、土地利用その他の生産条件が立ちおくれ、農村の生活文化が前近代的状态にあるのは、農民の責任ではなくして、昔から、時代の支配層によって搾取され、抑圧され続けた結果である」という認識に立って、これらの歴史的な悪条件を除去して「云々」とございます。この点の御認識は間違いないでしょうか。その通りと思っておりますか。

○北山議員 その通りでございます。これは、しかし、われわれがその通りと思うだけではなくて、おそらく日本の農民の歴史を学ばれた人は同じようにお考えであると思えます。

○綱島委員 そうすると、ここに使っておる搾取というのはいくつかの意味で使っておられますか。搾取というのはいくつかの意味をささげますか。

○北山議員 たとえば、封建時代におきましては、農民の収穫の半分以上、六割も七割も、その当時の支配層であ

る武士階級あるいは封建的な領主から搾取された。また、明治維新のあとにおきまして、地主制度のもとで非常に高い小作料をしばり取られた。こういう事実をさしておるわけでありまして。

○綱島委員 そうすると、しばり取られたという通俗的な意味で使っておられるのですか、いわゆる経済学上使われるのですか、特別な概念に從っておられるのですかをお尋ねします。搾取といふことは、資本論の訳を高島素之君が初めてやるときに、剰余価値の収奪を搾取と名づけた。こういう意味でござ

いますか、どちらでございましょうか。

○北山議員 今お話しのような狭い意味ではなくて、この前文にありますような、全体的な空気から考えまして、あるいは封建的な関係によって、いわゆる経済的な事情によってその生産物を取られたという意味も含めて、広い意味で搾取という言葉を使っておるわけでありまして。

○綱島委員 法律の説明でございまして、から、なるべく概念は厳密な学問的意味でお使い願う方が妥当だと考えるのでございますが、通俗的な意味でお使いを願ったというなら、これもやむを得ません。

そこで、封建時代は七割も領主から取られた、こういうのでございまして、封建制度のその制度はどういう制度をさしておられますか、それを伺います。その封建時代というのはいくつかの時代からござっておりますか。

○北山議員 これは、徳川幕府以前

鎌倉時代から、それ以前の荘園時代の場合においては、いわゆる奴隸的な形態でございまして、鎌倉幕府以後、いわゆる封建的な関係において、その領主からその土地を耕すという権利を与えられたというような形で、収穫の大半というものを年貢米として取られるというようなこと。七割とか六割とか、それはこれいろいろと事情は違ふでございまして、しかし、少なくとも半分以上の年貢を取られたというところは、農民の歴史の中に書かれておるところであります。そういう意味で記述をしております。

○綱島委員 鎌倉時代、その後の封建時代と言われましたが、農政については、御承知の通り、豊臣秀吉のときの有名な天正検地というものがございまして、また、その後家康の代になってからの改正がございまして、それから、天正検地前の戦国時代というものがございまして、鎌倉時代というものは別でございまして、そうすると、すべての時代を通じて七割もしくは半分以上取られた、こういう御主張でございまして。

○北山議員 七割とか八割とか、あるいは五割とか、そういうことを前文の中で書いておるわけではないのであります。とにかく、この前文の中でいわゆる経済史あるいは農業史というものを論じておるわけではなくて、全体を通じて収穫の相当部分、あるいは半分以上である場合が多かったと思ひますが、そういうものを収奪された、こういう全体としての農民の歴史の認識に

立って書かれておるわけでありす。この中で農業あるいは農民の歴史を述べようという法律ではないのであります。ただ、全体を通じてそういう経過を経ておるのだ、これだけの認識は正しい、こう考へておるわけでありす。

○綱島委員 実には、その認識の基礎に立ってこういう施策をするのだという御主張でございますが、これはただ単に飾りでこういうものをやっただけの幽霊が出てくる前のどろどろどろどろというはやしのようなものだということならそれでいい。そうではなくて、この認識の上に立ってこういうことを立法するのだということだと、これはまるであらうを書かれたということになりますか。

○北山議員 内容的には相当違ふと思ふのでありますけれども、政府の基本法の前文の中にも多少似たような歴史的な経過を書かれておるわけでありす。しかも非常に概略的に書かれておるわけでありす。農民は非常に苦しんだのだ、そういう歴史的な試練を経てきて、国民の食糧の供給なり、そういうふうなことをやってきたのだという歴史を政府の前文にも書かれておりますが、社会党の前文にもその程度の意味の歴史的な経過を書いておるのである、しかも、社会党だけでなくて、だれが考へても、古い昔から、今までの農民の歴史というものは、その収穫を自分の手で処分できないで、相当な部分を、領主とかあるいは地主とか、そういう者に取られたという事実だけは間違いない。そういうことがなかったならば、もっと日本の農業は資本の蓄積ができて、生産条件あるいはまた農民の生活の条件というものが今

日よりはずっとよかつたであらう、そういうふうな認識の上に立って、その立ちおくれといひますか、生産条件あるいは生活の非常に不利な条件というものの歴史的な背景を考へて、それからこそ今日の政治としてはこの立ちおくれを取り返してやらなければならぬ、それだけではございませぬけれども、その考え方の上に立って社会党の基本法が書かれておる、これだけは間違いないのであります。

○綱島委員 結局、その法案の内容は、そのとつておる立場からきまつてくるので、これはことに社会党の人なから御存じでしょう。そこで、ここを一つこく質問をしておる。

そこで、これはちよつと無理かもしれぬけれども、もう少しお尋ねをいたしますが、七割とか五割とか言われるが、一体租税体系ともいふような旧藩時代の農民の上納といふものはどういふものであつたか、御存じですか。

○北山議員 そういふ問題は農業の歴史を研究するところでお話をすればいいのであつて、この社会党の基本法の前文並びに趣旨の説明にある認識は、われわれが説明をした、農民が長い間収奪をされ搾取をされておるといふ全体を通じての歴史的な事実と、これを取り返してやらなければならぬといふこの気持ちから出ておるといふだけがこの基本法のわれわれの提案の趣旨なのであります。日本の農業の歴史がどうなつておるかどうなつておるか、封建時代の年貢米がどのくらいだつたか、どういふ制度だつたか、これは別に御検討なされればいいんじゃないか、こういうふうに考へております。

○綱島委員 はなはだ不満なお答えの日より、御存じないならばつきり御存じないとお答えになるのが、私は国会における礼儀だと思ふ。御存じならどなたでもお答え願ひたい。

○芳賀議員 北山提案者の考え方と変わるものではないかもしれませんが、綱島委員にお尋ねしますが、(答弁じゃない) いや、それが必要ですよ。御存じなくて御存じのない事実を知ろうと努めておられるのか、あなたが一つの既成概念の上に立ってそのことをこちらにただされようとしておる御意思か、その点が、われわれもこういう答弁者の立場に立つた経験が浅いものですから、その点を明らかにしていただければ御期待に沿えるような御答弁ができると思ふわけなんです。

なお、申し上げたい点は、私どもの方の基本法にありましては、やはり法律そのものが主体でありまして、提案理由の説明が主体であつて法案そのものがその補足的なものでないといふことは綱島委員も十分御存じの通りであります。従ひまして、提案するに至つた経緯等につきましては、これは言うまでもなく基本法の前文においてそのことが歴史的に述べられておりまして、その分析に立って基本法を制定しなければならぬといふ必然的なものが本文の各条章の中に示されておるといふことを御理解願ひたいと思ふわけでありす。

○綱島委員 綱島は知つておるかといふお話だから、いやなことだけれども御説明をしましょう。

大体、日本の上代の農民の負担といふものは、三十二分の二を政府に納めたのであります。これは大森金五郎の

大日本史という歴史にもはつきり書いてございす。これが大体通則でございす。その後これが御承知のように荘園制でだいが乱れて参りまして、そうして、いろいろな時代を経て、結局鎌倉時代に入つておる。鎌倉時代といふのは、御承知の通り、地頭が非常に農民の義務をいろいろ曲げてやるようになりまして、いわば農民の中央政府に対する反発ともいふべきものがあつた。それから戦国時代といふのが参りました。非常に乱れはございまして、非常に乱れはございまして、その証拠は、戦国時代に美術の発達等が一番しておるのでありまして、特にこれは民間に発達をいたしました。当時の民間はほとんど農民でございす。それから、あの戦国時代にいくさをしてまして、その当時まで地主といふものは一つもございせん。日本の歴史には地主といふものは明治五年まではないのであります。そうして、この時代にだんだん乱れて参りました結果、秀吉が天下を統一してから天正検地といふものをいたしました。長束正家が奉行になりました。ところが、当時は地付百姓といふもので土地を檢地して、たとえば何々郷において何々左衛門が何畝、だれそれがどれだけの畑といふふうに耕作させてございまして、実際は反別より多くやり過ぎておる。それは、豪傑どもが農民の意を得るために、ない土地まで広く言つて、大体の結果は二割多かつた。當時までは、大化の改新で、大体御承知でしょうが、一反歩といふものが大体における一人の食糧のできる地域であつて、一反歩の広さは三百六十

歩でございす。大体一畝といふものが一カ月分であるから三十歩、十二カ月分であるから三百六十歩、一反である。それが太閤秀吉のときにやり過ぎておつたことがわかつて十畝にいたしまして、ただいまの三百歩一反という制度ができた。これが秀吉が侵奪をしたとすれば侵奪したと言われぬことはない。

そこで、皆さん御承知を願ひなければならぬことだが、当時石高といふものがございまして、これは出来高でございす。出来高といふ標準生産量が大体きまつておりました。上田は一石五斗、中田が一石二斗、下田が一石、等外は以下それぞれこれに準ずるとありますが、上田はほとんど九州の一部にある。中田もほとんど関東なんかにはございせん。たまにあるだけで、みんな等外でございす。それでございすから、大体標準反収量は実際の反収量の二分の一であるといわれておる。それに対して太閤秀吉は五公五民と決定いたしました。だから、大体二割五分でございす。ところが、これは徴兵のかわりでもあり、国防のかわりでもある。全部これで済むのであります。全部課税はこれで済むのであります。何にも別がない。あとはみんなさむらいがやる。苦役すれば賃金がもらえる。今の全部の納税から言つと、今の方が高くない。歴史で非常に虐待されたといふことは当たらない。通俗な意味に言つても当たらない。徳川時代になつては四公六民といつて、六を民にやりまして、なお農民の負担といふものは減つたのでございす。ただ、不幸にして享保の飢饉の時代に七、八年に及ぶ飢饉があり

まして、収穫が農地にほとんどなかったために、離農者が続出したしまして、初めて近代地主に近いものが農村にできたのであります。明治三年から四年にかけた地券の際に、その大耕作者、地主たる身分を所有者と認めて、明治五年の民法制定のときに所有権を設定した。これが大体日本の農政史でございます。

ただばく然と農政史と言ったってわけはわからない。制度など何も調べないで、カラスの雲あてみたいなことで国会で御論争なさることは迷惑でございます。

そこで、私もはどういう立場に立っておるか。農村が立ち行かなくなった主たる原因は搾取の結果とか圧迫の結果というよりは、工業力の発達の結果農村がついていけなかったというところが一番のおもなる事情であります。さればこそ、工業力が発達するに従って農民の地位はだんだん低下しておる。ここに基本法というものを作らなければならぬ必然的な経済的・社会的法制上の根拠が生まれてきたので、あなたの方のおっしゃる圧迫と搾取の結果生まれてきたということは時代錯誤のはなはだしいものと考えておりますが、いかようでございますか。

○芳賀議員 お答えしますが、綱島委員が述べられた歴史的な事実については、そういう平面的な意味における歴史の記述として残っていることは一部の実事であると思うのですが、それであるならば、その時代々々において、はたして農民が社会的に経済的にあるいはその時代の政治体制のもとにおいてどのような立場に置かれたかというその歴史的な事実というものはや

り御発言なさらないと、ただ時代の記録で、どの時代には年貢が何石であったということだけのこの表面的な事実、これはどなたが図書館に行つて見られてもはつきり残っているわけですから、ただ、その政治体制下における、経済体制下における支配者と被支配者の間におけるその関係というものはどうなつておつたか、その場合に農民が絶えずどの立場に置かれておつたかというところを、やはり歴史的な経過の中で正直に表現する必要というものをわれわれは常に感じてゐるわけでありまして、これを明らかにしていかなければ、基本法の必要性というものは理論的にもなかなかそこから出てこないと思ふのです。ただ、産業革命後におけるいわゆる資本制の工業生産の発展の中で、原始生産である農業の地位が経済的な力関係において非常に不遇であつたということは事実であります。その社会的に、またその政治体制下において農民が絶えず被支配者の位置に置かれておつたということは、これは綱島委員の立場から見られても否定することはできないと思ふわけでありまして、しかも、綱島委員はかつては労働運動や社会運動の創生期時代の指導者としての過去も持つておられるのであります。その時代においての今よりもまだまじめであつた農民の社会的な地位、あの時代の資本制の体制のもとにおいてどういふように農民が苦しめられておつたかというところは十分わかりと思ふわけでありまして、この地位のなかつた以前は、たとえば土地もあるいは人間も、これは所有物とみなされた時代もあるわけでありまして、そういう時代には、これは年貢が高いと

かなんとかという時代でなくて、それは支配者の所有であるというやうな時代さえもあつたわけでありまして、言葉をかえれば、たとえば農奴制とか、そういうものもあつた。ですから、そういう歴史の長い変遷の中において農民の過去の姿は絶えず支配される立場に置かれてゐる。現在においてもやはりそういうことが言えると思ふわけでありまして、われわれは、失礼であります綱島委員よりも深い思索の上に立つてこういう法案を作つたということについては、御理解願ふと思ふわけでありまして。

○綱島委員 これはちよつと縁遠いから申し上げぬでもいいかもしれぬけれども、世の中に非常に行き渡つておる誤解であります。人民を私有しておつたと言ふが、農民を私有しておつたやうな格好は、今までございません。臣下に対しては旧藩時代に藩主は腹も切らせたいろいろしておりましたが、農民なんというものは勝手に処分はできない。それは別なんです。文部省の封建制度の説明によると、土地・人民を私有して、西洋のナイト制度を考へて翻訳して、これは非常に不勉強でございます。そういうものもございまして、日本では百姓を殿様が私有したことはございません。国がえになればみな家臣だけ引き連れていくが、百姓は引き連れていきません。これは非常な間違ひだから、そういうことを御説教賜ふことは、少しばかり釈迦に説法の氣味があると思ひます。

それで、問題の重点は、悪政の結果、あるいは支配階級の搾取の結果と見るかどうか。この基本法を作らなければならぬ状態にあることには論争はない。その作らなければならぬ事情が生まれたのは、諸産業構成の原因から生まれてきておる。ことに機械力の発達、これから生まれてきておる。そこに生産の格差が非常に伸びるものと伸びないものとできてき、その生産の伸びないのを補うほどには価格差が上伸していかないということから、勢い所得格差というものが生まれてき、農民が貧困の状態に陥る。われわれはこの観点に立つて農業基本法を作らなければならぬ。こういう認識が基礎でございまして、その点で実は非常に問題が起きて参るのでございます。实例を申し上げますと、皆さんの法律によれば、農民は共同経営をやつてなるべく共有にしてやつていきさへすれば一つも困らないのだというに近いやうな立法のやうであるが、これについてのお考えはどうですか。やはり共有していけば百姓は今のままで一つも困らないというお考えでありますか。

○北山議員 ただいままでの綱島委員の歴史的ないろいろとお述べになつた点は一応敬意を表しますけれども、その農民の収奪搾取の歴史についてのわれわれの認識というものはあやまちがない、こう考えておるわけでありまして、それは歴史に対する見解の相違であらうと思ひます。しかし、大多数の農業の歴史を勉強しておる學者にとつても、あるいは日本のみならず世界的な農業の歴史から言つても、農民の歴史というものは、搾取の歴史であり、収奪の歴史、抑圧の歴史であつた。これだけは大体を通観して間違ひがないだらう、こう考えておるわけでありまして、それから、共同化の問題であります

が、これはこの法案をよくごらんになればわかる通りで、単に経営の構造を共同化するば万幸オーケーというやうな考え方ではございません。しかし、少なくとも共同化を必要とすることは社会主義の伝統的な考えでありまして同時に、やはり、耕作者の手で経営をさせるのだという原則と、それから、なるべく経営の規模をさういふ形の中で大きくしていかなければ、規模を適正化、大規模化していかなければ経営上は不利である、この二つの要求を満たす形として経営の共同化ということが、単にイデオロギーの問題じゃなくて、實際の必要から、その経営の形としての共同化によつて規模の適正化をはかり規模を大きくすると同時に、耕作者の手で共同で経営をするのだという二つの要求を満たす形として最も合理的なものではないか、こう考えておるわけでありまして、これは、単に社会主義の國々がその方向に進んでおるというだけではなくて、資本主義の御本尊であるアメリカでも、本日新聞を見ると、ケネディ大統領の農業教書の中で、やはり経営の共同化、共同経営というものを進めなければならぬということを言われておるわけでありまして、やはり、アメリカの資本主義の中でたくさん小さな数百萬の経営者がばらばらになつておるといふことは、生産あるいは価格の調整というものが円滑にいかない。その結果として、生産性は非常に上がつて高まつておりますけれども、農家の所得というものはふえないのだ、こういう点をケネディ大統領は指摘して、そうして、その一つの方法として、やはり経営の共同化ということを行われてお

ります。新聞で伝えるだけでありますから、詳しい点はあとで調べなければわかりませんが、私は、資本主義の国の経済制度の中でも、やはり農業の生産の経営形態として経営の共同化ということを進めなければならぬ、こういう意見は、経済的な合理性から見てもやはりそこに十分な理由があるところじゃないか、そういう見解に立って、特に経営形態の問題については、大筋は共同化によって規模の拡大をはかっていく、生産も上げていく、同時に、耕作者の団体、いわゆる資本家的な経営で規模の拡大をするのではなくて、耕作者が相寄って、助け合って共同で経営していくという形を保持していきたい、これが社会党の農業基本法の大きな柱であるというところは間違いない。ただし、その経営を今のような家族経営から次第に段階を経て共同経営に持っていくという場合におきましても、やはり、価格なりあるいは流通の面で、国がしっかりとした、これを助成するような、守るような条件を作らなければ、経営の改革、構造の改革ということはうまくいかないのだ、こういう考え方を持っておりますから、そこで、価格の問題あるいは流通の問題にしても、現在の食糧管理制度を維持する、あるいは生産者の生産費、所得を補償するような方式で、おまな農産物については価格支持の制度をやって、そういう価格政策の中で漸次経営の共同化を進めていく、こういうことをやっておるわけでありまして、単に共同化ということが進めばそれでオーケーだということはない、われわれの法案の中では言っております。

○石田(有)議員 関連して答弁をいたしますが、実は、きょうは基本法の論争でございますので、ようやく基本法の本文に入るところで補足するのめどうかと思うのでありますけれども、綱島委員の所論によりまして、農民が苛酷な搾取のもとにあったということとは間違いないか、こうおっしゃるのですが、しかし、綱島委員は、大正の末期から昭和の初めにかけて新潟県で農民運動のわれわれの指導者であつた。当時綱島委員はわれわれにこういうことを言ったのです。日本の歴史は農民搾取の歴史であり、農民を奴隷のごとく搾取して来たものである、豊臣秀吉のごときは農民に対して民百姓はとうふを食らうべからずと言った、百姓は絹の着物を着るべからずと言った、百姓はみめよき妻を持つべからずと言つて、器量のいい女房を持つこととを禁じた、その歴史は徳川時代にも流れれてきて、明治から大正にまでそれは流れておる、こう言つてわれわれを指導してきたんだ。また、この問題については、きわめて深刻な事実の中に私も育つてきた。先日、池田総理は、自分も農家に育つて農業のことはよくわかつておつた。私も小作農民の家に育つてきた。少年時代、私は、十六才の年に、高等小学校をまだ卒業する前に、地主のうちへ小作料を背負つて納めに行ったことがある。その当時、私も、自分の収穫したものゝを八割まで小作料に取られておつた。その小作料を納入すれば生活ができない。そうしてその生活費は常に小作料の不納となつてたまっていった。滞納となつていった。それが積み重なつていったものが借借証書となつて

利息がついてゐる。私のおじさんは、そうした地主に対する負債のために、からだを持っていなくて、地主のうちに何年か下男奉公を強制されたのです。また、私と小学校の同級生である、今でも達者であります、その男は、多年の小作料の集積した負債のために、やはり地主のうちに下男奉公に取られておつた。私がたまたま遊びに行つたら、その男は馬小屋の二階に住まいをさせられておつたのです。日本の農民の歴史の中には、借金のためにからだを持っていなくて、下女、下男奉公に持っていなくて、牛小屋や馬小屋で牛や馬と同居をさせられておつた。その事実が農民搾取の歴史でなくて何でございましょう。私もはそういう事実の中に憤然と戦つてきた。私もその近所の部落には、たんぼを作つて自分が収穫した中で、わずかにみぬかと米ぬかだけが自分の手取りであつて、すべての収穫は地主に持ち去られた。私は、これに対して、農民組合を作つて、地主さんに交渉に行った。地主の番頭さんは、警察の派出所に電話をかけて、巡査部長以下の警官を呼んで、その番頭さんが巡査部長に命令を下した。おい、巡査部長、こいつらを束しろ……。地主の番頭さんが巡査部長に対して、石田らを束束しろと言つて命令をするほど、時の権力、すなわち自由民主党の前身であるかつての保守党と警察あるいは警察権力が結びついて、農民を弾圧し搾取したことは否定することのできない事実であつて、また、綱島委員は一番よくそのことを知っておられるはずだと私は考える。そうして多くの日本の農民に対してそのことを教えてこられた綱島委員

が、今日農民の歴史の中に搾取をされたというようにことを主張することは間違ひであらうというがごとき説をなされることは、私どもの受け取りがたいところであらうとして、反省を願ひたいと思つております。

○綱島委員 ちよつと弁明しておきます。先ほどお話ししました通り、日本に地主といふものができましたのは明治五年からでございます。実質上地主に近いものの制度が生まれましたのは享保飢饉以後でございます。その前にはさうなものはありません。特に新潟などでは地主といふものが非常に激しい搾取をやつたかといふことは、それは特殊な事情であつて、全般的な事情ではございません。それから、新潟において、地主といつても大きな地主は大したひどい搾取はしておらない。中請けがしておる。これもあなたをよく知つておられる。そこで、これは私のことだからあまり話してしままい。(「つらいからな」と呼ぶ者あり)「つらくはないよ。話は幾らでもできる。しかし、問題は、日本の歴史といふものがごとく圧迫と搾取で農民に臨まれた結果日本の過小形態生産と前近代的な文化生活が行なわれておるということであつたので、それが工業力の発達の結果それについていけなかつたという事情だ、こういうことを論じたのであります。誤解のないように一つお受け取りを願ひたい。

それから、北山議員から、アメリカにおいてはケネディさんえ共同化を言つておるとか、いろいろな御説があるようですが、大体、共同耕作といふものは、大平原地ではやれないことではないと思つております。ロシア平原、ことに下

ンパス平原のごとき、あるいは北米合衆国のごとき、またカナダの一部であるとか。日本のような山間地の共同耕作といふことは、特殊な事情に基づいて、あるいは家畜を共同でやるとか特殊なものではあるから、わが党においてもその道も開いておるのであります。基本的には農民の自立経営を十分保障して参りたいという考え方を基礎にいたしてあります。

そこで、この点はどこまでいつても一致しないと思つておりますが、なお皆さんにお確かめいたしておきますが、この法案は、社会主義の立場から共同耕作といふものを主としてこれを出されたのであるか、あるいは農村問題解決の立場から出されたのであるか、七分三分のかね合ひで出されたか、再びその点を御説明願ひたいと思ひます。

○北山議員 社会党の今度出した農業基本法案といふものは、先ほども触れましたけれども、この問題は、単なるイデオロギーで社会主義を実現しよう、こういうことで出したわけではないわけでありまして、現実には日本の農業といふものをどのようにしたならば、今のいろいろな不利な条件を正して、農民の所得がふえ、生活が向上し、しかも国民経済全体として発展することができるか、こういう見地に立つて社会党の基本法案は作られておるわけでありまして。なお、これは現在の憲法の認めるところであつて、これのどの条文を讀んでも、今の自民党内閣でもこれを理論的に実行できないという項目は一つもないわけでありまして。ただ、今の資本家なり独占資本の利益を守るといふ立場からやれないだけの話であつ

て、理論上はできないという項目は一つもない。私もそのように考えております。

○綱島委員 ただいま、社会主義に基づいたのではないという御議論でございませう。これは重大なる発言でございませう。この点でもう一つ念を押しておきます。何条でございしたか、団結権と団体交渉権を農民に認めるといふ個条があります。ところが、日本のたゞいまの憲法では、団体交渉権、団結権を認めておるのは労働者に対する規定でございませう。労働者というのは、いわゆる原語のレイバース、労働者ということですから。そこで、その他の企業者の立場の者が価格等において団結をし団体交渉をすることは公正取引法において禁止するところとございませう。これらの点から見ても、やはりこれは社会主義的理論から作られたもので、その団体交渉権で米は一切勝手に輸入させない、そうして団体交渉権で価格をきめていく、わきのものは干ばしにしてみてもかまわぬ、こういうことになることも予想されるのでございませう。これは一体どういう意味でございませうか。これが社会主義的理論でなくして団体交渉権というものを何ゆえにこれに認められるか。農民というものは企業者たる身分がなく全部労働者の立場になる、国家産業としての農業に従業員たる立場だけになるということとを前提とせずには、団体交渉権を設定するという理論が通らないと思うのであります。これはいかようなお考えでありますか。

○北山議員 労働者でもあるいは自営業者でも同じですが、もしも団結権なり団体交渉権を認めることが社会主義

であるとするならば、現在の労働組合で労働者に団結権を認める、あるいは農業協同組合とかあるいは共販体制であるとか、いろいろな事例がほかにもありますけれども、そういうものが全部社会主義だということになってしまふ。われわれは、そういうものじゃないと思う。現在の資本主義の中でも、むしろ資本主義からこそ業者なり中小企業なりあるいは農民なりの団結を認めて、そして団体交渉権を認めることは、少しも今の制度と矛盾をしない。むしろ、今の制度だからこそ、そういう弱い小生産者の団結を固めて、それを保護していかねければその地位の向上はできない、こう考えるわけでありませう。ことに、またケネディのこゝろを持ち出すのですが、けさの新聞によりまして、非常に注目すべきことは、農産物の価格とかあるいは生産計画というものをきめる場合には、政府の農務長官と農業の団体が交渉してその生産計画をきめるんだというような項目がございした。こういうことが直ちに社会主義だと私も考えておりません。

○芳賀議員 ちよつと補足して……。この点は非常に大事な点でありまして、特に本会議において政府案に対しては、私も総理にたいした点なのです。が、この農業基本法がいわゆる農業の憲法であり、言葉をかえれば農業の基本原則をきめる憲法のなものであるとするならば、さらにその根源をなすものは、これは当然わが国の憲法である。それならば憲法と農業基本法の基本的な精神というものと関連というものが基本法の中に当然出てこなければならぬのであります。政府案の場合には、御承知の通り、そういう憲法と基本法との原則的な精神的なつながりというものが何らなく、隔絶されておる。社会党の場合には、この憲法を主体として、さらにこの農業基本法との精神的関連というものは各条章に脈脈としておるわけですから。従いまして、われわれとしては、やはり農民の権利というものを憲法の精神の上に立脚して基本法の中でこれを明らかにしようという意欲というものは、これは当然優先しなければならぬというふうに考えております。ですから、単に労働者が経営者と労働条件の上に立つて団体交渉するということではなくて、たとえば農民の権利主張というものをわれわれはこの基本法の中にうたてておるわけでありませう。言うまでもなく、憲法の二十七条には、すべての国民はということを前提にしておるわけですね。農民の場合にも、これは雇用条件の上には立てておらないけれども、労働しておるというものは、これは事実であります。自家労働であつても、これは労働だと思ふ。労働の対象というものは、これは経営者との雇用関係で賃金を受け取つて費消する場合もありませう。自分が耕作した農産物に対して自分の労働の正当なる価値というものを要求する権利というものは、当然これはあると思ふ。〔交渉の相手方はだれだ〕と呼ぶ者あり。相手方というものは、たとえば政府の場合もありませう。あるいはそれを買い受ける相手方があつて使つて肥料であるとか生産資材を製造するその相手方に対する正当なる価格の主張というものは、これは当然相手というものはあるわけですね。そういう

う相手に対して、農民の正当なる主張、しかも国民としての権利の上に立つた正当な農民権利の主張というものは、当然これは基本法の第一眼目の中では約束しなければならぬ点であります。これは社会党が単なる社会主義のイデオロギー、理論の上だけで作つたのではない。農民もそうでありませう。すべての国民に対してこれは約束できるのが法律の包容力でなければならぬ。社会主義の支持者だけに適用するやうな法律というものはないのであります。自民党の支持者だけに適用されなければならぬという限界のある法律というものはないと思ふ。すべての国民というものが大前提になつて、その法律の目的は主として農民を対象とする、そういう順序になつておられる。これは自信を持っておるわけですね。ですから、われわれといたしましては、憲法二十五条によるところの、国民は健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるというこの権利の主張、第二十七条の「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に關する基準は、法律でこれを定める。」というところ、これが憲法の示すところでありませう。さらに、憲法二十八条では「勤労者の団結する権利及び團體交渉その他團體行動をする権利は、これを保障する。」というところが明らかにしておる。これらはすべて労働者だけということじゃない。国民すべてということが前提になつて、国家がこれを約束し保障しておるということとを、われわれは農業基本法の精神としてこれを明らかにしておくことは当然なことであつて、何らこれは疑点のない点であ

るといふことだけは十分御了承願いたいと同時に、なぜ政府案にこういう大事な農民権利の保障というものをことさらに欠如されたかというものは、むしろわれわれが提案者である政府に反問、追究しなければならぬ点であるといふふうに考えておるわけでありませう。

○綱島委員 ただいま憲法論をお話しでございませうが、御承知の通り、二十七条は「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ」とございませう。これは身分の關係はないのです。二十八条の団結権と団体交渉権は、これは「労働者」と者の字を入れてございまして、これは労働者という意味であります。レイバースということですから、御承知の通り。〔農業者はどうだ〕と呼ぶ者あり。農業者はいわゆる労働者じゃない。勤労しておることは間違いないけれども、労働者じゃない。ところが、一体、団体交渉権、団結というものはどういうことから生まれてきたかというところ、御承知の通り、十八世紀の後半から、賃金の鉄則という議論が経済上に起つて参りました。この賃金の鉄則をどうして破るかという問題は非常な時代の問題である。マルサスの人口論と賃金の鉄則論というものは非常な問題であります。これを破るために、労働者、レイバースに対して団体交渉権と団結権というものを認めようといふことで、これが法制化したものでございませう。従つて、この二十八条の団体交渉権と団結権というものは、労働に対する価値、労働の値段でございませう。これはあなたの方の本尊であるマルクスが非常にやかましく言うておる。労働というものは実際は評価されないのだ、労働力を大体見て幾らだとする

ような形をとって、機械化から来るところの経費の負担というものを軽減してやるというような考慮を社会党の農業基本法ではやっておるわけです。政府の方ではそれをやっておらない。この点が非常に違う。

それから、農家の所得を増大させるための大きな問題は、いわゆる農家の手取り率です。牛乳を一合四円七十銭で農家が売るところが、消費者の方では十四円何角か払う。小売価格の三五割しか農家の手元には入らない。一個五円のリノゴを売っても、消費者は十五円払わなければならぬ。二倍にも三倍にも高くなる。この分配の割合というものを是正しなければならぬ。それを確保するためには、多少の無理がありまして、おもな農産物については、食糧管理制度というものを維持していく、あるいは価格支持制度というものを維持していかなければ、これを昔のような自由販売にしてしまったならば、農家の手取りの率というものが下がってくるわけなんです。米の統制を続けておるからこそ、消費者が払う米価の大半というものは農家の手元に入ってくるわけです。やみ米があるにしても、七五割は農家の手取りになるわけです。これを現在のくだものや牛乳のように間接統制にする、あるいは自由販売にしたならば、米についても中間利潤なり中間マージンというものが現在の一五割から二〇割あるいは三〇割に上がる。その結果は生産者である農家も消費者も両方とも不利を見る。こういうふうな所得の分配あるいは所得率というものが現在の農家経営を圧迫しておる大きな問題であるから、特に価格と流通の問題については

いろいろな点を強調しておるわけですね。単に経営の形が共同化すればそれでいいんだというのではない。しかも、共同化を進めていく場合においては、単に生産法人なり、あるいは協業なり、そういう制度を作っただけでは足りないものでありまして、価格の上で、あるいは流通の面で、今申し上げたようないろいろな施策を先行させて、その政策をむしろ強化をしていかなければ、経営の改造というものはできないんだ、こういう考え方に立っておりますから、綱島委員が、社会党の基本法はただ共同化だ、こういうふうに言われるのは、社会党の基本法のほんの一部、一つの柱ではありまして、誤解があるといけないと思いますから、その点はよく御理解を願いたいと思うのです。

○綱島委員　ただいま私が論争いたしましたのは、いろいろなことをやれない、社会党は共同化だけやるんだという意味でお尋ねしたのでございませぬ。また、政府もやっておりませぬし、政府提議の法案でもやっておる。何も社会党の専門ではございませぬ。また、米の食糧制度を維持しなくてはならぬと言われるが、こつちも廃止する意思なんか毛頭ございませぬ。その点なんか別段変わりはない。ただ、変わっておるところは、経営体をこつちは家族経営を主にしようということと、皆さんの方は共同化をしようということと、そこが違っております。その点を私は論争をいたしておるのであって、それが日本にどつちが合うか、こういうことをお尋ねしておる。私は、日本のような国で共同化をやったら——特殊なものによ

ろしゅうございます。たとえば開墾地をみんな一緒に行って開墾したら共同になる、これはけっこうです。あるいは開拓地でも特殊なところだけ小団地の開拓を共同でやれば、こういうものはいいでしょう。しかしながら、問題は、共同化をするということ自体にするかどうかということをお尋ねしておる。その部分的な問題を尋ねておるのではない。前からやかましく申しましたのは、悪政の結果というのではなくて、工業力の発達の結果必然的に起こってきたのだから、それに対応する処置をしなければならぬと申しておるのであつて、そうしなければ決して農業企業にはならない。

そこで、われわれが主張しておるところとあなたの方の主張されておるところの大きな違いは、今日の農業基本法をもって農村対策を立てなければならぬその原因が悪政の結果によるか機械力の発達によるかというところが一点。もう一つは、皆さんは結局コルホーズまで持っていくというふうな考え方はないかということ。そうじゃないと申されるけれども、その証拠は、この二十三条の団結権というのにはレーバー・ワークに限られておる権利を農民全部に持つていくというものが、それがどうも証拠のように思える。こういうことでお尋ねいたしておる。大体わかりました、大いに差がございまして、もし皆さんが言われる通りだとすれば、もう少し再考願つて、法文などももう少し書き直していただかぬと、このままでは受けとれないと思うのであります。ほんとうにいい法文なら、われわれも、百姓がよくなりさすればいいんだから、何もその法案を社会

党だからだめだという考えはございませぬ。

この際一言しておきたいが、若い方は御記憶ないかもしれぬけれども、第二次世界戦争のときにドイツ軍がウクライナと白ロシアを占領した。そこで、食糧源がなくなったからロシアは必ず食糧不足で手を上げるだろうといった、なかなか手を上げない。また、ドイツもそのつもりでポーランド、ウクライナ、白ロシアというものを無理をして占領した。ところが手を上げない。調べてみたら、ドンバースという大平原があつて、これが熱帯植物より寒帯植物までできる世界の農業の宝庫である。その宝庫を持つておりながら食糧飢饉に見舞われておる。大体飢饉というものはそう一カ所だけに來るものではないが、共産地帯にすらつと農村飢饉が來たということの中には、組織上の欠点があるとわれわれは考えている。中共もその通りですが、中共も食糧飢饉と申しておる。ロシアも食糧飢饉と申しておる。これはどういふわけなんです。私もから見れば、その制度なるものが生産形態によく合はぬからである、そして生産度が落ちたからである、そして日本のような食糧が足らずに困つておる国を、その生産度の落ちる方に近い方に持つていくこととされることは、われわれは非常に迷惑であつて、これに踏み切ることとは処女をあばずれの前に差し出すやうな気がする。これはどうも私も同意ができません。こゝでございませぬ。

○足座議員　綱島さんのたゞいまの御質問の中心であります共同化の問題について、いろいろ御意見を承つたわけ

でありまして、私どもの考え方の基本を申し上げたいと思ひます。

先ほど全般的に、生産面の方に共同化がかりに促進されてもそののみによつては解決されないという理由は北山委員から詳細述べましたので、私は、この両者の基本法が指向しておる一つの共通のテーマといひますか、その点に就いて申し上げたいと思ひます。

それは、日本農業の近代化ということにおきましては、その言葉の限りにおいては両者一致しておると思ひます。あなたの方の法案を拝見しまして、近代化という言葉が随所に出ており、それを達成するための資本の整備の問題とか、あるいは新技術の導入とか、あるいは近代化の資金の供給とか、いろいろの諸条件を示しておられるわけでありませぬ。ただ、その近代化を指向するその言葉においては一致しておりますが、私どもが今、一つの生産面に限定して考えた場合を申し上げますと、近代化に至るまでの道程において、また近代化の諸条件の整備のやり方について、あなたの方の考え方が違つておるといふことが大体言えると思ひます。これは正確に条文を読んでもみますと御納得がいくと思ひます。私どもがイデオロギー的なあるいは思想的な立場に立つて、最終的には、綱島委員の御説によりまして、ソ連のコルホーズとかあるいは中国の合作社、最近では人民公社のシステムになつておるやうであります。そんなところへ持つていくのではないかと御質問であります。ソ連ではソ連のコルホーズの方式がその国土なり自然的諸条件あるいは社会情勢から生まれて来

て、いろいろの諸条件を示しておられると思ひま

て、いろいろの諸条件を示しておられると思ひま

て、いろいろの諸条件を示しておられると思ひま

て、いろいろの諸条件を示しておられると思ひま

て、いろいろの諸条件を示しておられると思ひま

て、いろいろの諸条件を示しておられると思ひま

す。また、中国にも私も二、三回行きました。中国における自然的あるいは社会的あるいは政治的ないろいろな諸条件によって、中国にはそういう形のものでござります。政府もこれを承認してある。日本の場合にござります。それを模倣するという考え方はなくて、あなたの方の原文の中に書いておられるように、自然的・社会的・経済的諸条件を勘案して農業基本法をあなたの方でも御提出になっておるわけにござります。結局、私も、日本の自然的・経済的・社会的な諸条件の中であつて最も近代化の目的を達成する生産面における方法いかんという見地から、われわれは共同化を取り上げておるわけにござります。

いま一つは、共同化は、イデオロギーや思想によって、今の日本の場合におきましてはそういうのはつきりとしたイデオロギーのもとにやっておる人も現実にあります。しかし、そういうことではなくて、他産業との格差の拡大、また所得の低下という点に対して、農民みずからの創意と工夫とによって共同化を行なつておる事例は枚挙にいとまがありません。あなたの方の政府の農林省がお出しになりましたものでも、いわゆる作業部分の共同化、さらに進めて経営自体の共同化というふうに、いろいろ分類をされておりますが、それは最近になって特にその傾向が増大しておることを農林省の資料も示しておるわけにござります。この事實は御否定にならないと思ひます。従つて、私も、そういう農民の創意と工夫、また現実の必要から生れておる形態のあり方について、よくこれを検討し、その農民が考えておる創意

のみによつては達成できない面に対して積極的な援助、支援を与えていくという点になるわけにござります。この点については綱島委員もあえて御異論はなからうと思ひわけにござります。たとえば、先般もあなたと雑談中にいろいろお話ししたのですが、愛媛県の吉田町の立間というあの急勾配の地帯にあって、ミカンの村といわれるところの立間地区が、協同組合を中心にして三百六十戸が四十一の法人化を昨年の九月一日を期して実施をし、その成果は見るべきものがあります。これは法人形態であります。その出発は、御存じのように、課税上の問題から出発しておりますが、私は現地に三回行きました。その現実を見ますと、課税上の問題を乗り越しまして、いわゆる経営上の実際の必要に基づいてよほど事態は進展しておるという事実をわれわれは正確に認めておるわけにござります。これは、お互いが事実上立脚してみれば、立間の農協がイデオロギーでこれを推進しておるとは自民党政府もおそらくお考えになりません。従つて、そういう日本農業の他産業との格差の拡大、所得の低下ということに対して農民みずからが現に行なつており、農民が必要と認めておるものに対して、われわれは一つの方向を明らかにし、そしてその指向する近代化が達成されるためにはどういふ諸条件を満たしていくことが必要であるかということ、この農業基本法の全条を通じて、それを主としておる場合もありまして、流通その他の面においてはこれをカバーする、付随的にカバーして目的を達成するような方向を打ち出しておるわけにござります。従つ

て、ややもしますと、社会党のやつておるものは何でもソ連だ、何でも中国の模倣だ、従つて赤だ、こういう一つの偏見と申しますと失礼だと思ひます。少なくともそういう考え方は、政府と我々といへども日本農業の近代化ということには私は達成できないと思ひます。あなたの方の思想なりあなたの方の政治上的立場の限界に立つてもですよ。そういう軽率な、そして一つの片寄つたものに基づいて相手のものを感ずるということでは、私は目的は達成できないと思ひます。そういう点でござりますので、その点十分御理解を願つておきたい。

それから、最終的にどうなるのかという点でござりますが、あなたの方の法案を拝見しまして、第十七条に「協業の助長」という条項がござります。それは、今後の審議を通じて明らかにならないけれども思ひますが、協同して農業を営むことができるように農業従事者の権利の取得の円滑化等に、これは農地の分散を避けるという別なものの関連法をさしておると思ひますが、少なくともこういう明文を挿入されたということは、やはり一方においては協業を促進しながらしかも自立経営をはかるという矛盾の中からこういう言葉が出ておると私は思ひます。従つて、この近代化をわれわれが指向し、その目的を達成するためには、自立経営だけでは自民党政府もやれないということだけは認めておいてになる。そうしますと、その方法としては、あなた方は自立経営をまずはおこなひ、それを助長育成するための協業あるいは共同という方向を打ち出しておられるわけにござります。そういう

点について中心を自立経営に置いておられますし、私も、生産基盤をもつと国の責任において歴史的な過小農経営を克服していくという条件に基づいて拡大あるいは整備するという条項に基づいて、農業が農業として成立するような状態を国の責任においてなし遂げていく、その上に一つの近代化を指向するものとしての共同化を考へていく。現在の資本主義の経済組織の中において、それに一応の限界のあることはわれわれもすでに認めておるところであります。しかし、日本の政治形態が、あなたの方のこのまゝの姿で今後長く続くとは国民も思つておらないでしようし、われわれもそう思つてはならぬと思つて努力しておるわけにござりますが、そういう点については、あなたの方の一つの考え方が最終的には絶対的に正しいという考え方それ自体が少し行き過ぎであり、自己過信に陥つておられるのではないかと。少なくとも、私どもの考え方、また私どもの事実上即した一つの方針というものに対しては、正当に評価をされるべき性質のものだと私もは考へるわけにござります。

そこで、共同経営の問題であります。御存じのように、第九条の「農地の所有形態」というところでわれわれの考え方を明確にしておりますので、十分それを御判読いただきたいと思ひわけにござります。その他の点についてお尋ねがあれば、また詳細をお答えいたしますが、共同化問題は、共同化自体がどういふ意味を持つかということよりも、日本農業が近代化を遂げる方法としてはどういふところに問題があるのか、近代化を指向するための一つ

の方法であり手段である、こういう観点に立つて真摯な検討を加へるべきものである、こういうふうには私も考へておるわけにござります。

○綱島委員 大体、社会党の案とわれわれが提出しておる案とは、はつきりいたしました。それで、われわれが考へておるものの中にも、協業を決して排斥しておるわけではござりません。それに適当な範囲においてはこれをやる、また、価格保障をやるといふことも否定しておりません。あるいは農地改良、開発というものも否定しておりません。御承知の通り、毎年調査して、これをやるようにいたしております。ただ、三百万ヘクタールといふものがはたしてやれるかどうかという自信も、実際のところござりません。調査が実はそこまで終わつておりません。そこで、妥当な範囲における干拓もやりまして、開墾もやりまして、改良もやりまして、もちろんこれを併用いたすことは従来通り。さらに、基本法を作ります以上は、これによってなおさら進むことは間違いないと思ひます。従つて、この相違点は、自営を大體中心に考へて参るか協業を中心にして考へて参るか、共有を中心にして考へて参るか、こういうところが主になつてくるというところが大体はつきりして参りましたので、私の質問はこれをもちつて終わりたいと思ひます。

○坂田委員長 次は、藤田義光君。――藤田君に申し上げますが、時間の都合上、途中で切れることを御了承願ひます。

○農田委員 私は、いわゆる農政にはきわめて未熟であります。閣僚席にす

わっておられる五名の社会党の諸君は、いづれもエキスパートであります。ただいま網島委員から大原則の質問がございましたが、この論議を通じて私のどうしても納得のいかない点をまず第一にお伺いしたいと思ひます。

それは、北山君の答弁では、この社会党の基本法は社会主義の観点から立案しておらないと説明された。しかし、現に、社会主義農業の世界的な傾向を見ておきますと、順次個人所有を廃して共同化するという方向に持っていくことが社会主義農業の重要なテーゼになっておる。現に、東ヨーロッパにおきましては、フルシチョフがこの点に關しまして相当な熱意を持って無理な共同化を急いでおる。その結果が、昨日の日本経済新聞にも出ておりました通り、非常に農業不振にあえいでおる。逆に、ユーゴスラビアにおきましては、この共同化を是正し、それを緩和したために生産性が向上したという報道がございます。天候条件も一部にありますが、大体世界的な社会主義諸国の風潮といたしましては、共同化を急いだ結果は成功しておらない。しかし、社会党の基本法の原案を流れる一貫した思想を見ますと、中心はやはり、網島委員が言ったように、共同保有にある。しかしとすれば、現に世界の社会主義農業が試みて失敗したそのわだちを、社会党の原案では踏むのじゃないか、こういう基本的な疑問をまず投げかけている。北山氏の御見解を伺いたいと思ひます。

では、今の憲法のもとでも、また、理論的に言えば、自民党の方々の立場から言ってもできないことはないことを、われわれは基本法として出しておるわけです。ただし、しかし、御指摘のように、共同化という方向は社会主義の農業に対する経営の形として昔から議論をされた点であります。エンゲルスにしろ、あるいはカウツキーにしろ、そうです。共同化の方向へ社会主義国は行っているという事は否定をいたしません。しかし、それは単に社会主義というイデオロギーを達成するために行なわれておるのではない。また、現在われわれが共同化を言っているのも、先ほど来申し上げたように、社会主義実現のため、こういう趣旨ではなくて、現在置かれておる日本の農業と農民というものをどうしたらいいか、経営をどのような形にしたらいいかというのを考えた場合に、われわれは、大規模経営にしても資本主義的な経営は排除する、搾取を排除する以外に、あるいは元のような地主的な土地所有もこれは排除する、そうして、耕作者自身がお互いに共同をして、そうして経営規模を拡大していくという形、そういう合理性があるからこそ、しかも現在置かれておる諸条件の中で共同経営が正しいのだ、こういう見地から、今度の農業基本法案では、方向として共同経営の方向へ持っていく、こういうことを言っておるのではありません。それから、同時に、この社会党の基本法案を知らなければよくわかりになると思うのですが、全部または一部共同経営、いわゆる漸進的に共同経営に持っていくこ

うという考え方を入れておるわけですね。決して無理をしてやるのではなくて、共同経営に参加した農民が共同化したからこそ実際今まで家族経営でやっておった当時よりも所得が上がる、生活水準が上がる、生産もふえる、こういう実際の利益を与えるような、これを保障するということをはつきりといういろいろな事項に示しておる。ですから、共同化をする場合の土地改良なり、あるいは土地の集団化なり、あるいは農地の造成、こういう問題については、国が全額国費でもってこれをする、それなら、協同組合を作る場合も、営農の設計の指導であるとか、あるいは技術の指導、あるいは共同化資金、あるいは機械の問題、こういう問題についても積極的な助成の措置を講じて、実際に共同化をしたならばそれだけ農民が今までもより利益が出るのだ、こういうことを保障しながらやっていくのであって、ただ観念的に監督をして共同化という形を作り上げよう、こんな考え方は毛頭持つておらないわけでありませう。

藤田委員　そこで、お伺いします。あなたが、あなたの第三案におきましては、この八条の中で農民という表現がなかったのです。第四次案におきましては、「農民又は」云々と、農民を入れておる。この立案の経過にかなりみましても、大体社会党の諸君は共同中心の立法を考えておるということをお伺いするを得ない。特に、私は、北山君の御答弁であります。第九条と云うものがよくわからないのです。最初に個人の所有と云うことをうたいながら、自主的にそれを共同保有に移行する、という、こういう法律形態があり

ますかどうか、私はこれはちょっとと珍しい規定じゃないかと思う。何か、よろいを着てその下からそのよろいが見えておるといふ表現は古いかもしれませんが、そういうのが非常に常にする。それに關連して、あなたの方の原案では、第三条に、長期農業基本計画という表現のほかに、数カ所に計画という表現がある。計画は統制ではないか、これはもう常識であります。そういう表現と勘案しますと、今北山議員が言われました趣旨は多少牽強附会のそりを免れない。この点一つお伺いしておきたい。

芳賀議員　この五人は答弁者はみな考え方が同じだということを前提にお答えいたします。

社会党の第九条を一つ読んでもらいたい。土地の私有の原則は、これは耕作する農民の所有と云うことになっております。ですから、土地の所有制をどこに置くかというこの原則は、耕作する者の所有と云うことが原則になります。その次は、土地の所有を共同所有とか共同保有にするというのではない。権利、耕作者の諸権利です。ですから、たとえばこの共同化が進む場合は、何も生産組合の所有と云うことになければならぬと云うことを強調しようとは考えておらぬわけですね。これは、後刻社会党から農業生産組合法案が出ますから、ごらんになれば内容は明らかになります。たとえば、農業生産組合に農民が加入する。しかし、その場合、その組合員は、自己の所有農地はそのまま自分の所有とし、組合との間においては、たとえば賃借の契約を結ぶ。そういうことになれば、その共同体の本体である生産組

合は、組合員等の所有地の間においては、これは賃借契約を結ぶことによつて耕作権というものはそこに生ずるわけですね。この耕作の権利は、これはわれわれとしては保有と云うことでここに表現しております。権利の保有、あるいは生産組合が施設とか財産とかそういうものを取得したりまた所有するわけでありませう、これらもあわせて、われわれは、所有というよりも、これを幅広く保有と云うふうな法律上規定しておるわけでありませう。この点に対してはいささかの疑念もないのであります。たとえば、政府案の場合も、御承知の通り、この第二条の一項三号にも、「農地保有の合理化」ということがうたつてあるわけですね。政府案はかなる意味で農地保有と云うことを法律語として使われたか、それは知りませんが、所有と保有と云うものにはある程度の幅があるという事は、これは当然であります。既存の法律から言うと、たとえば石油資源開発株式会社法あるいは北海道地下資源開発株式会社法等においても、その会社が保有する株式の二分の一以上を政府が保有しなければならぬと云うことが法律の上からもこれは明らかにしておるわけですね。ですから、そういうことを事例として考えた場合に、決して、社会党が言う権利の共同保有と云うのは、土地の所有の形だけを、これを共同所有するとか共同保有と云うことではないのであります。耕作上あるいは経営上の一切の権利をその共同体が所有するといふような場合を、これを保有と云うふうなわけにわれわれは明らかに規定しておるのであります。原則は、あくまでも、前段にうたつておるところ

の、これを耕作する者に所有せしめることを原則とする、いわゆる財産の私有制というものは、われわれは憲法をあくまでも尊重するという建前の上に立て、ここで特に確認しておるわけでありませう。それを、自民党の諸君は、何か、金くさういふものを勉強なさらないで、社会党の天下になれば全部土地を取り上げて国有にするとか、社会党の共同化というものは全部農民の個人所有というものを否定して、その固定した概念の上から立て、それをだんだん発展させてそして無責任な宣伝に努められておる。自分がまじめに考えて、今後の日本農業が必然的にどこに発展するかという、その必然性を十分認識する目というものがなければ、失礼ですけれども、ですから、この第九条の点は、ここに書いてあることそのままであります。これを反復してお読みいただければ、これですべて、土地の所有制度に対する社会党の考え方、あるいはこれが決して権力的に共同化に移行させるというのではななくてあくまでも耕作農民の自主創造の意欲によって共同化に移行するのだということがあると願えるわけで、その場合においては、当然政府としてはこれを助長するというに努めなければならぬ。

さらに、ここで一言申したい点は、皆さんの方は協業であります。綱島委員によると、協業も共同も変わらないというが、これは学説的にも歴史的にも非常に変わっておるのであって、協業というのは前近代のその時代の一つの所産であったことは、これは明らかであります。産業革命以前、その

産業革命の発生の時限、その当時においては、これは協業という形態はあったわけですが、それはもう昔話のようなものに属するわけです。どうして政府がそういう前近代的な言葉をわざわざ法律の中に持ち出したかということ、これは議論のある点であります。皆さんは国会議員ですから、政府案に對しても十分これは御検討願いたいと思ふのです。——盲目的に政府案を支持するということ。協業というものはその時代の所産としてこれが行なわれた。たとえば、協業にしても、単純協業とか資本性協業とか、いろいろ学説的にこれはあるわけです。ですから、こういう点、もしおわかりにならないとすれば、われわれは、時間を費やして、協業と共同の相違点について、これは私ももちろから御質問をいただいて十分ここで議論をしたいということを中心から望んでおる次第であります。

まあこの程度にしておきます。

○小山委員 今の問題に関連して、私も疑問がありますので、お答えを願いたいと思ふますが、先ほど北山議員の御説明によりますと、共同保有というものは近代化するためにやるのだと言われた。近代化するためには、所有を共にした方が一番いいわけなんです。そうしませんと、たとえばあぜを取っ払おうというのに、耕作権だけではあぜは取っ払えない。所有権を移さない限りは取っ払えない。そうでしょう。機械を使おうというのには、あぜを取っ払う、あるいはあぜを埋め、あるいは高い土地を低くして、そうして初めて近代化ができるのだと思ふ。ところが、今の芳賀委員の御説明によると、これは所有権

を移すのではないのだ、所有権を移す場合だけではなくて、耕作権を移すも含むのだと言われる。ところが、それも含むのだと言われるが、しかしながら、この条文を見ますと、自主的に共同保有に移行せしめるように政府は指導していくのでしよう。そうしますと、耕作権だけを移している場合には、解散しました場合にももとの土地は返ってきますよ。もとの土地が所有者に返ってきます。ところが、あぜを取っ払い、高い土地を低くしたり、みぞを埋めたりしたときに、自分のもつちうどまん中あたりに、自分のもつちの土地を返してもらいたいというときは、この共同保有会社は成り立ちますか。成り立たないでしよう。だから、そういう意味では、土地の権利というものは、近代化をするのが目的であるならば、所有権を移さない限りは近代化ができません。もし耕作権だけを移そうという目的であるならば、この会社は解散するときはどういうふうな形態になるのか、この生産法人は解散することを予定しないのか、私はこれを聞きたいのです。われわれが最も疑問に思ふのは、この共同会社は解散することを予定しない会社であるならば、やがてこれは国有にいくのではなにか。われわれの協業会社、あるいはわれわれの生産法人は解散することを予定しているのです。解散することを予定しているところの法人と、解散することを予定しない法人との間には根本的な違いがあると私は思う。この点をお聞かせ願いたい。

○芳賀議員 だいが誤解があるようですが、小山委員も御承知と思ひます

が、田のあぜは個人の所有地の境界線の必要性で水田のあぜができておるのです。一定の面積の中に水をためて、そうして水稲の栽培をするという目的で田のあぜがあるのです。ですから、そういう場合には、たとえば五反歩の水田を保有している場合も、これは五反歩だけの所有地にあぜを築いて、五反歩に水をそのままためるということはない。ですから、田のあぜというものが農業経営上どういう必要性で築かれておるかということ、これはよく現地にお帰りになったら見ていただきたい。たまたまあぜが隣の農地と自分の農地との間を走るあぜもあることは明らかです。それを境界というものは、これはあやむを得ぬと思いますが、あぜについてはその通りであります。

それから、次に、生産法人として解散を予定するかどうかという点は、まだ提案されておりませんが、社会党から農業基本法の関連法案として農業生産組合法というものが上程されるわけです。それをこらんなれば明らかであります。それをこらんなれば明らかであります。その農業生産組合の基本的な思想は、現行の農業協同組合法、それに準拠したといつても決して差しつかえないのです。この法律にありまするものは、農業協同組合の下に農業生産組合を置いて、これが農業生産活動をやるということになっておるので、その関連から言ひましても、農業協同組合の今日形成されておる法人としての性格とか内容、それから成立の要件とか解散の要件、そういう点をこらんなれば明らかであつて、あくまでもこれは耕作農民の自主的な意欲によって加入脱退は任意であるという協同組合の原則の上に立って農業生産組合と

いうものをわれわれは考え、これが共同化の生産活動の主體的な仕事を行なうということになっているので、まだ法案の提案がおくられましたので、その点は、どうして知らぬかということ、言うのはいささかこちらが失礼になります。近目出しますから、そのときにあわせてこらんな願ひたい。

○北山議員 計画の問題がありましたからお答えします。社会党の案が政府案と非常に違う点は、長期の農業計画、それから年次計画というものを政府が作つて、これを国会の承認を得て、そしてこれの実行を確保するような予算、財政措置をする、政府は農業生産の見通しを立てていろいろな施策をやる、こういう点は非常に違うわけなんです。この計画という言葉を、また計画というもののに従つて実行するから社会主義だ、こういうことにはならないと私は思うのです。政府も、治山治水十カ年計画であるとか、あるいは所得倍増計画であるとか、いろいろな計画を、むしろわれわれから見れば乱発をしていらつしやる、こういうふうに見えるのです。しかし、私どもは、計画という言葉はまじめに考えるべきだと思ふのです。少くとも、戦争前の保守党——保守党というか、保守政権は、もちろん反動的ではございましてけれども、計画を立ててこれを実行するというような、たとえば治山治水等の継続事業というものを閣議決定をしたならば、毎年その計画に従つて、よほどのことがない限りはそれを実行したわけですから、ところが、戦後の政府のやり方は、きわめてその点は誠意がない。計画を立ててはこわし、立ててはこわし、そしてそれ

○小山委員　今の問題をもう一度確かめますが、そういたしますと、あなたの方のお考えでは、われわれが考えておる協業の生産法人と同じように、これは加入脱退は自由なんだ、こういうことですね。加入脱退が自由な生産法人を全国的に作っている。そうですね。そうしますと、一ぺん所有権が移ることになるわけでしょう。生産法人に必ずしも耕作権ではなしに所有権が移るはずだ。移らなければおかしい。それはわれわれも考えていますが、われわれとの違う点を申し上げるのであるが、所有権が移りますと、いずれはこれは、いろいろな条件、たとえばその生産組合員の仲間が仲間割れをしたり、仲たがいがいたりして解散するときに、仲たがいのくももしれぬ。その解散するときには、所有権を移しておるのだから、もとの耕作地をそのままの耕作者に返すことはできない。その場合は必ず金で返さなければなりません。

○芳賀議員 小山さんは主として株式会社的な考えで法人を考えておられるようでありますが、農業協同組合の原則はロッチデールの原則から出発しておることはおわかりの通りだと思えます。協同組合方式で農業生産組合を作る場合は、たとえば土地をお互いが出資するという形はとれるわけです。出資してもそれは所有権の移行ということになる。それでは、その場合、出資した組合員はそれに対する財産上の権利はどういうことになるかというと、やはり、持ち分という形で財産は個人が確保しておるということに当然なるわけであります。ですから、かりに明日脱退したいから明日から全部もとに引きとれといつてもそれはできないが、たとえば脱退の申し出が出て六カ月の期間とか一年間の期間とかいう限定された期間を予告されて、その後脱退ができることは当然なんです。ですから、持ち分を返還することになれば、当然現物出資の場合はその出資したものが戻るといふことが原則と見ても差しつかえないと思います。ただ、その場合に、現在も、北海道なんかは別であります、内府県における所有地というものは必ずしも一回地になつていないんですね。飛び地で点在しているわけです。ですから、これを近代化するためにはやはり集中化しなければならぬということになって、一つの区画の中のその組合員の土地というものは、これは相当積極的な耕地整理事業が徹底して行なわれる。そういう場合には田のあぜの形も変わってくることはもちろんであります。ですから、点在されておったかつての所有地というものは今度は共同化によって非

常に価値的にも高まってき、土地生産力も増大する形において整理されたときに、また飛び地にあつたものとのところを返せというようなことはなかなかできないと思います。やはり、その地域内における一定の面積、そういうものをたとえば現物で返還することは可能であるが、（小山委員「可能ですか」と呼ぶ）……可能ですよ。それは現物出資を持ち分で払い戻すということはできるんですよ。そんなことは、議論しなくたって、農業協同組合法等を見たり、あるいは今度政府の農協法の改正法律案、農地法の改正法律案も出ておるでしょう、この農協法の改正法律案の中にも、小組合というものも作って、この小組合が農地の所有もできるということが規定されておるんじゃないですか。もう一つは、法人会社というものができて、この法人会社も農地を所有することができると書いてある。自分の政府が出した法律案の勉強もしないで、できるかできないかということをおかしいじゃないですか。われわれはあくまでも農業協同組合法の基本的な形態と全く同じ生産組合法というものを出しますので、それから、提案の時期は数日おくれますが、それをよく見ればそういう疑点と云うものは直ちに氷解するわけなんです。あります。ですから、何も御心配はありませんよ。権力的にこれに無理に入れたとか、あるいは入らないとかいうものじゃありません。それはあくまでも農民の自主性の上に立つてやるわけです。

○小山委員 芳賀議員ちよつと誤解があるようですが、生産法人に限っておられるところに非常な疑問を持つわけ

なんです。われわれの方は、このほかにも、合名会社もあれば合資会社もあり、有限会社もあるのです。これは家族経営ということを主体として考えておりますからそうなるのであって、あなたの方の生産法人は、他人同士が原則になっておる。他人同志が寄ることを原則として法人を作るのか、それとも血の通った連中が法人組織を作るのにか、この二つの場合を比較するとき非常に違いがあるということであります。

○中澤議員 おくれまして申しわけないですが、ほんとうはもっと早く生産組合法を出す予定だったのです。来週中には提案する予定であります。ここには法案があるので、これをお読みすれば小山さんの疑点は全部氷解すると思います。協同組合の原則をそのまま適用しております。出資については、われわれはこういうふうに規定しております。出資条項では、組合員は「出資一口以上を有しなければならない」、3、「組合員の責任は、その出資額を限度とする」、これは協同組合の原則そのままです。4は、「組合員は、出資の払込みについて、相殺をもって組合に対抗することができない」、次の「持分の譲渡」が、今あなたの言った払い戻しする場台にどうかという問題になるのです。が、これは、「組合員は、……組合の承認を受けて、他の組合員又は当該組合の組合員たる資格を有する者にその持分を譲り渡すことができる」、（小山委員その場合はお金ですね」と呼ぶ）いやいや、現物の場合もあるし、いろいろな場合がある。使用収益権、耕作権というものを含めてわれわれは共同保有という形で考えているのでありますから、あるいは使用収益権

だけ返す場合もあるし、どちらを譲渡する場合もある。耕作権も同じ形でや場合がある。(小山委員「譲り渡す場合と戻すのと違うでしょう」と呼ぶ)持ち分を譲渡することもできるということ規定している。それから、脱退ですが、脱退は、組合員は、定款で定める期間前までに予告し、事業年度の終りにおいて脱退することができるということになっておるので、脱退もできるのです。それから、これは自然条項で、これは組合原則で、どこにでもあるのですが、「組合員は、次の理由によって脱退する。組合員たる資格の喪失、死亡、除名」となっており、その次に、持ち分の払い戻しを規定しております。「組合員は、脱退したときは、……その持分の全部又は一部の払い戻しを請求することができる。」こういう規定になっておる。だから、それはお金でやるとか何とかいうことではなくて、共同保有の場合に幾つか共同化の段階があるのです。作業共同とか、あるいは経営共同とか、あるいは土地共同という段階も現実に農村では出ているのです。たとえば、國営開墾地などにいけば、全部共同保有、完全共同保有というような形態をとってやっておるところも出てくるわけでありま

す。だから、われわれの作った案では、生産組合員が脱退する場合は、何もお金で必ずしも評価するのではなく、それは、あなたの方の言うような有限会社とか何々会社というようなものは、今の商法の規定でいけば、これは出資を評価しなければならぬのです。が、使用収益権、耕作権の評価というのは非常に問題だと思ふのです。だから、そういうものを、われわれの方

は、やったものを譲渡もできる、組合員の中で、おれはもう年をとってだからやめると言え、その持ち分をその組合員は譲渡できる。必ずしもお金で返すんだという原則じゃないのです。お金に評価できない使用収益権、耕作権というものが一ぱいある。どういう形でそれを提供して生産組合を作るかということでありま

午後一時三十分より再開、質疑を続行することとし、暫時休憩いたします。

午後三時三十分休憩

午後一時五十分開議

○坂田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○藤田委員 第九案の問題を午前中に引き続いてお伺い申し上げます。非常にいい関連質問が出ましたから、少し質疑の重点がばやけた感じがいたしますが、まずお伺いしたいことは、この第九案の中でどちらが重点になっておるかということです。個人の所有を重点に提案者は考えておるか、あるいは共同保有を重点に考えておるか、お伺いいたします。

○北山議員 第九案には二つのことが言われておるわけですね。一つは、農地は耕作する者が所有することを原則とする。これはいわゆる耕作者がその田を有するという原則です。それを言っておるわけでありま

す。ただし、その耕作する者という場合に、それは、個人の場合もあるし、あるいは共同で持つ、いわゆる団体が持つ場合があるわけですね。ですから、耕作する者というものは、従来の狭い意味の自作農とい

ますか、個人が持つというような狭い概念というよりは、むしろ、耕作する者が個人あるいは団体のどちらかとも、とにかく耕作する者が農地を持つという原則をうたつてあるわけですね。第二段の方は、その所有の形を漸次自主的に共同保有に移行するように指導するのだ、こういうことでありまして、先後矛盾したものではないに置いておるのではない。それを御了解願いたいと思ふのであります。

○藤田委員 政府の案は、先般池田総理が答弁いたしました通り、きわめて明確に、自家農業経営を大原則にいたしまして、補足的に協業を助長するということではあります。この規定からしますと、ただいまの答弁ではつきりしない。これは読み方の相違かしれません。それは、共同保有という言葉は、法律的に従来の法体系からしますと初めての表現であります。民法上のいわゆる共有とも違うようでありま

す。第三次案におきましては共同的所有と明示しておたようでありま

が、どういふいきさつで、保有に変わったか、民法上の共有とどう違うか、こういう点を一つお伺いしておきたいと思ひます。

○芳賀議員 その点は、北山提案者の言つた通りなものです。法律の作業の段階で最初立案の大きな柱をお互いに立てますが、やはり、完全なる法体系を立てるということになれば、熟さないものからだんだんに熟すると思う作業の段階は当然必要があると思うのです。従つて、私たちも基本法を完成するまでに三カ年を費やしたわけ

が、やはり、その間、第一次案、第二次案というように、藤田さんは非常に御勉強なすつておるのでそれぞれの段階の案を見られたと思うのですが、その経過を見ていただければ、第一次案よりも第二次案の方が熟してきておるといふことは御了解願ふと思ふわけでありま

す。従つて、その所有あるいは保有という場合は、これは財産権に関する問題ですから、財産の所有とか保有といふものは基本的な原則解釈についてはその変わりはないと思ふのです。——所有ということであつても保有ということであつても、ですから、法律にも書いてある通り、土地制度の上に立つてわれわれは耕作する者自身とその土地を所有するということを原則にしておることは、これは戦後の農地改革の精神がやはりそこにあると思ふわけでありま

す。これは、地主制の圧制から脱却して国土の公共性、公益性といふことを考えた場合には、やはり耕作する者がその土地を所有することとが一番望ましい形であるという考え方の上に立つて、われわれとしては、土地所有の原則というものは、やはり耕作する者の所有、——耕作する者という中には、やはり、耕作する者個人、あるいは共同体が土地を完全に所有しておる場合、その共同体が経営をやるといふ場合にも、「者」の範疇に入ると思ふ。耕作する者は必ずしも個人だけではないといふことは私が言うまでもありません。いずれにいたしましても、法人であつても個人であつても、耕作する者の人格はその所有者になるということ、われわれは、財産権の規定として耕作する者が所有する、こういう規定の上に立つて、共同

化といふものは権力的に共同化に移行させるという考えは毛頭ない。農民の自主性あるいは自然の発展の形態の中においてその道を開いておくことは当然必要だと思ひます。政府案においては、共同化の道を、今回の基本法あるいは関連法案の中で自作農経営からさらに共同化に移行あるいは発展する場合にはその道を開くということ、農地法の改正あるいは農協法の一部改正が企図されておるわけでありまして、その点には変わりがないと思ふ。

どうして所有と書かなかつたかという点については、たとえば法人になつた場合、土地の所有をする場合もありろいろなそういう施設を所有する場合もありますし、また、法人として財産を取得する場合、出資をするとか株式を有するとか、財産保存の形態はいろいろあると思ふのです。ですから、そういうものを総称してわれわれは保有といふように規定したのであります。その点については、先ほども申しました通り、政府案の第二条の規定の中にも農地の保有ということが規定されておるわけでありま

す。それから、また、たとえば組合が財産を取得するといふ場合において、これも先ほど一度申しましたが、現行の制度の中にもやはり財産の保有といふことは法律の中に規定をされておることは幾多事例がある。先ほど言つた通りの、石油開発株式会社の場合、その株式会社の株式の二分の一以上を政府が出資してその株式を保有しなければならぬとか、あるいは北海道地下資源開発株式会社の場合にも、政府がその会社の株式をどれだけ以上保有しなければなら

ぬということが規定されておるわけ
です。ですから、生産組合が系統の組織
に出資をするとかあるいは株式を取得
しておるといふ場合には、むしろ所有
というよりも保有という表現の方が妥
当性があるのではないかと。あるいは耕
作権の保有とか、そういうことを全部
総合して諸権利ということにした。所
有権ももちろんございします。そうい
うことで、前段では土地所有の原則を
所有としたい、後段では共同化の場合
に諸権利の保有、こういうように区分
したわけです。

○藤田委員 保有の意味はわかりまし
たが、共同保有は民法上の共有と違
うかどうかという点の御答弁がなかっ
たのです。答弁が非常に懇切丁寧なの
はけっこうでございますが、要点だけ
一つお答え願いたい。これはイデオロ
ギーの宣伝の場所ではございせんか
ら、私は要点だけを率直に聞きますか
ら、要点だけをお答え願いたい。共有
の観念と共同保有と同じか違うか、
伺いたい。

次に、共同保有はどの程度の規模
があなたの方の基本法の目ざす規模で
あるか。生産性、生活水準あるいはほかの
産業との所得の格差を是正するための
基本法であるとして第一にうたつてある
通りであります。そうすれば、共同
保有に持つていくためには、当然、あ
なたの方の理想とする形態、規模とい
うものを考えられておると思う。われ
れは、自立農業経営におきましては、
一応、先般総理、農林大臣が答えた通
りの規模を考えております。社会党で
はどういう規模を考えておられるか、
お答え願いたいと思ひます。

○北山議員 今の共同所有、共同保有
利用とか、そういう点も考えまして、
有という問題は、率直に申し上げる
と、法制局の見解を取り入れたわけで
あります。たとえば耕作権なり土地の
所有権といふものを所有する場合もあ
れば、あるいはその組合が農地を借り
受けるという場合もあるのではな
い。また、管理保管といふか、使用す
い、こういう場合もあり得るのではな
いかという、たしか法制局の御意見
で、共同保有という表現にしたわけ
であります。従つて、表現としては所
有という場合よりも概念的には広いと
いうように了解をいたしております。

それから、どの程度の規模を共同的
保有の基準と考えておるかということ
は、いわゆる共同経営の規模の点は土
地だけの要素ではないわけでありまし
て、たとえば機械力とかその他の要素
を考えなければならぬわけでありま
す。従つて、ある一定規模の機械を共
同的に使つて最も効率的に使用得る単
位といふような考慮も払わなければな
らぬわけでありします。単に農地の面積
の単位だけでは考えられない。ですから
今後さらに検討すべき問題だと思ひ
ますが、今までの過程におきまして
は、少なくとも十町歩ないし二十町歩
という程度のものはいろいろ検討して
おるわけでありします。これは、政府の
所得倍増計画の中にも、将来における
協業の形としては二十ヘクタールない
し四十ヘクタールですから、われわれ
よりももっと大きいものを想定してお
られるようでありますが、一応私ども
が今まで検討しました段階において
は、その程度のものを考えておる。で
すから、単に土地だけの要素、条件で
ものを考えないで、経営その他機械の
利用とか、そういう点も考えまして、

適正な規模をきめたいと考えており
ます。

○藤田委員 実は、この共同保有の
規模というものが社会党の基本法の一つ
の眼目でなくてはならぬと私は考えま
す。ただいま面積だけは十ないし二十
ヘクタールといふことを言われまし
たが、当然、面積と固定資本と労力とい
うものは最低この程度の規模をさして
おるのだ、そうすることによって基本
法のめざす農業経営に持つていくのだ
といふことを検討せずば、これは法
律が死文になってしまふと極論されて
もやむを得ないのではないかと。今から
検討されるということでありました
が、中澤議員、どうぞございませう
か。この点少し提案が軽率にすぎてお
るのではないかとこの批判を受けはし
ないか。私は社会党のために質問をし
たい。

○中澤議員 御指名がございましたの
でお答えしますが、われわれとすれ
ば、生産組合法を出さないで皆さんに
こういうことを言つても納得いかない
かも知れぬ。要するに、生産組合の自
主的判断が一つの基礎になつておるの
です。何でも国がきめてこれ以下は
生産組合と認めないのだという考え方
を持つておりません。要するに、生産
組合そのものの自主的に作られた機関
の定款で決定して、われわれの生産組
合は地形上五町歩がいろいろある
いは二十町歩がいろいろあるという判断
をすれば、やはり生産組合の自主的な
判断できめていく。そういうものに對
して政府案と特に特長を出しておるの
は、われわれとすれば、どうしても共
同化するには土地改良という前提で考
えなければならぬ。そこで、五町歩な

ら五町歩の地形集約化で生産組合で
共同化していくという場合には、国が
一つ土地改良なり——今のような国
営、県営、団体営、市町村営という改良
方式ではなくして、国がやはり無償で
その土地改良を一つめんどろを見て口
火をつけていく、誘導していくから、頭
から何町歩と定めることは、これはい
ろいろ議論もやつてみましたが、それ
は生産組合の地形、規模において決定
したい、自主的にきめてもらおうとい
う考え方であります。

○藤田委員 この第九条に関連いたし
まして、第二十条におきましては、国
営、国家管理といふ表現があります。
先ほど申し上げました通り、第三条、
第四条その他には計画といふ表現があ
る。これを総合すれば、客観的に冷静
に見て、共同体を中心にした基本法と
いうふうに認めるを得ない。この点
一貫してそういう思想が流れていない
かどうか。当分はとか、——まだ速記
録を見ておりませんからわかりません
が、午前中の北山議員の答弁の中には、
今すぐには社会主義云々という御回答
があったように記憶しております。將
来はどうするということにわれわれは
多大の疑念を持つております。いま
一度その点を明らかにしていただきた
いと思ひます。

○北山議員 この点は午前にも申し
上げましたが、社会党は社会主義の実
現を目標とするものでありますから、
当然将来は社会主義の社会を作り上げ
ようといふふうに考えておることは否
定できない。当然だと思ひます。しか
し、今この農業基本法をわれわれが出
した趣旨は、その理想である社会主義

というイデオロギーを実現しようとい
うことではなくて、むしろ、現実、
今の日本の農業、農民の状況その他い
ろいろな条件を勘案して、しかも現在
の資本主義経済の中で国が従来よりも
もっとも責任を持つて積極的にし
かも計画的に日本の農業を發展させ
る、あるいは農民の生活、地位を向上
させるということになればこれだけが
必要だといふ問題を出しておるわけ
であります。しかも、国営、国家管理に
しても、現在国営事業もたくさんござ
いますし、また、国営の機械化セン
ターを作る、機械ステーションを作る
という規定がありまして、国営の農
業試験場があるわけでありまして、
質的には少しも変わらないのでありま
す。しかも、計画につきましても、い
ろいろなほかの例もあるわけでありま
すから、それだけをとつて全体を流れ
るものが社会主義的なイデオロギー
のもとに作られていて、こう言うこと
はむしろ当たらないのであつて、非常
に現実的な、しかも、日本の農業を立
て直して、そうして發展をさせるとい
うことは国の大きな責任だ、こういう
認識の上に立つていく以上は、いろい
ろ積極面が現われ、あるいは国のいろ
いろな行政面において積極的な活動が
出てこなければならぬわけでありまし
て、それがこの法案の中にやはり流れ
ておる。これだけは当然のこととして
認めるものであります。

○藤田委員 そうしますと、現在の
資本主義自由経済体制下における案で
ある、この体制を認めつつ、政治形態
を認めつつこの法律を提案するんだと
いうことになりまして、日本の農民の
自分の農地に対する愛情、こういうも

のを多少軽視した法律ではないか。たとえば、第九条後段の、「自主的に共同保有に移行させるように指導する」とある。大体万やむを得ざる場合の補正的なる共同保有ならばともかくとして、相当強く共同という表現を使つて、農民の伝統的感情、本能ともいふべき自分の農地に対する愛情を軽視した法律ではないかと思う。社会主義農業に将来持つていくための過渡的な法律だということではございますが、しかりとすれば、私が先ほど申し上げました通り、社会主義農業というものはすでに東ヨーロッパその他において試験済みではないか。農地の集団化は失敗しておる。しかし、社会主義農業というものを学問的、現実的に考えれば、これは集団化をやらざるを得ない。私は、社会党の基本法というものは、将来に非常に重大な矛盾を包蔵しておる、こういうふうにかけるのでございまして、いかがでございませうか。

○北山議員 今、藤田委員は、農民の土地に対する伝統的な執着ということを申されました。私も、相当古い昔から農民が農地に対して非常に激しい愛着と執着を感じておる、また現在でもそうであるという事実を認めますが、その原因は一体どこにあるかということになりますと、農民が自分らの勤労の権利が保障され、そして自分たちの生活が保障されるというような状態にあったならば、私は、土地に対する執着が現在ほどひどくはなかったんじゃないかと思う。むしろ、農民の地位が不安定である、そしていつ何とき自分の農地を手放さなければならぬかもしれないといったような、そういう不安定な状態に置かれたからこそ、農民は

自分の農地だけはがんばって離さない。現在でもそうなんです。農村からたくさんの人たちが毎年他の産業に移っていきます。けれども、なぜ農業をやめて完全にその産業で仕事をしないかというところになれば、それは、もうすでに政府のここの経済白書が指摘しております通り、完全な社会保障がない、おまけに転業先の仕事も非常に不安定であつて低賃金である、そういう悪条件のもとだからこそ、やはり農民は自分の土地だけは守らなければ最低生活が守れないというところから、私は、土地に対する激しい愛着があるのではないかと思うのであります。もしわれわれ社会党が政権をとつて、ほんとうに、生産労働に従事をする労働者、農民の生活、それから勤労の権利と義務が保障されて、そして完全な社会保障になるということになれば、これは人の頭の中の問題でありますから、何も土地を持たなくても生活と耕作をする権利が保障されるのですから、だんだんに考え方が変わつてくると思うのです。漸次そういうふうな政治をやらなければ、それは農民の中の長い間の伝統であるかもしれないが、いわば新しい社会においては必要のないところの土地に対する所有欲といひますか、そういう気持が自然に消えていくのではないか、こう考えておりますので、それを期待しつつ、自主的に共同保有に移行するように指導するという意味であります。

○藤田委員 私はだいぶ見解が違ふのです。農民は自分の土地保有に不安があつたから愛着を持つてゐる、これは一面そういう面もありましようが、全般を見た論じゃないと思うのです。そ

ういう一面だけで全般的な農民の本能化している土地に対する愛情を定義づけるということでは、北山議員らしくないと思はれておりますが、これは見解の相違になるといけませんから、この点で打ち切つておきますが、この社会党の案全体を何回も見ましたが、農村人口の問題には全然触れておられませんが、年々三十万以上農村の人口は減つております。その減る場合の対策もなければ、現状を維持するの、あるいは将来どうするかという方針もない。農業従事者という、いわゆる社会党の労働者の定義づけをやるならば、当然懇切丁寧なる労働対策を法文化すべきである。これがかねての社会党の主張に合致するゆゑである。ところが、それが何もない。考えてみるとおかしいじゃないですか。

○石田(有)議員 お答えいたします。農業人口については、先般衆議院と農林省の間に話をいたしましたように、日本の農業がだんだん近代化していき、経営が合理化していきますれば、農業従事者というものが減つて参りますことは、これはやはり当然であると私も思ひます。ただ、先般申し上げましたように、日本の農業人口が他の自由主義諸国と比較してなぜ一体非常に多いかということを実は疑問に思つておりますが、これは、先般私の質問でも申し上げましたように、農業といふものをきわめて不利益な状態に置けば農業人口といふものはどんどん減らなければならぬのに、日本の農業人口といふものはなかなか減らない。これは、不利益な農業であるけれども、農業を離れて他に移つた場合に生活の安定が得られない、生活の保障が行な

われない、ここに問題がある。だから、私どもは、農政の中だけではなしに、やはり、労働政策という面に関連してこれを行なわなければならぬ。それがためには、今の賃金の二重構造の問題が重要な問題ではないかと思ひます。農業界に参りますと、三十人の規模以上の労働者の賃金でも、やはり一万一千円程度にしかありません。社会党が主張しておりますように、やはり八千円という最低賃金を立法化して、そして適正なる賃金が保障されれば、農業から他の産業にどんどん移つていく機会ができる。また、先般も申しましたように、若い労働力はほとんど近代産業に吸収されるけれども、都会に出た老人だとか、病氣になつた場合とか、工場がつぶれたとかいうような場合に、それがやはり年々三十万人くらいの非常に劣悪な労働力として農村に還元されるという事態はどこから起こるか。これは、やはり、日本の社会保障制度というものが不十分であり、老後を養うに足るだけの社会保障制度ができておりませんので、それがために、年々からまた農村に戻つて多少の耕作もしなければならぬといふようなところに問題があるものであつて、農業人口が減つて参りますことは私もやはり賛成するところでありまして、その減り方の問題、他産業との関連の問題、社会保障制度との問題においてこれ考えなければならぬ、こういうふうにかへておるのであります。

○藤田委員 そこで、ただいまの石田議員の御答弁であります。政府案におきましては、十九条に教育の事業の充実、二十条におきましては就業機会

の増大というきわめて時宜に適した規定を作つて、農業人口の削減という現象に備へた規定を作つておる。社会党にはそういう規定が全然ない。これは労働政策全般として考へるといふことは、あなた方が農民を愛すると言われる言葉にどうも即さないのじゃないか。やっぱ、この基本法には、農業政策の基本的方向を指示する法律なるがために、どうしてもこういう教育あるいは転業の機会均等というがごとき大方針は明示すべきじゃないかと私は考へておるのです。どうしてこの点に対する規定がなかったか。

次に、ただいまお話がありましたからお聞きいたしますが、農業従事者は社会党のいわゆる勤労者である、勤労者の最低賃金は八千円である、そういうことになりまして、ただいまの御指摘の通り、米価その他の農産物の価格を相当引き上げずば、この最低賃金は実現できないのじゃないか。消費者に大きなね返りが来る。こういう矛盾をどうして解決されようとしておるのか。このきわめて素朴な一般の疑問に答えていただきたいと思つておるります。

○北山議員 ただいまの教育の問題につきましては、第十三条にその規定があるわけでありまして、お読みを願ひたいと思ひます。ただ、これは、もちろん近代農業経営の担当者としての教育であります。なるほど、政府案には、よそへ転業をする、脱農するといふ場合の世話をするんだ、めんどろを見るんだという文句は書かれております。けれども、この問題は、非常に重大であつて、単に農業基本法の中にあつせんをするんだという文句を書い

ただけでは解決をしない。現在でも、職業のあつせんをする機関、制度があるわけであり。これをただ書くだけではなくて、むしろ、けさもお話を申し上げたように、よその産業、ことに零細企業、中小企業に働く人たちの労働条件をよくすることが大事であり、また、具体的な提案としてわれわれは最低賃金法案なるものを提案するわけであり。もちろん、最低賃金法だけではなくて、中小企業についてのいろいろな所得を引き上げるような措置、いわゆる二重構造を是正するような措置もあわせてやらなければならぬ。そういうことをやって、現実的に具体的な政策をとる方が大事であつて、単に基本法の中にそれだけの言葉がございましてと云つただけでは解決をしない、こういうふうな考えでおるわけであり。ことに、数日前の新聞、日本経済でありましたか、東京都の労働局の調査として、昨年二万四千人以上から東京に入つて参りました中学校の卒業生の就職状況を見てみると、その八八％は、三十人未満の小さな経営、半分以上が五人未満の零細経営であります。しかも、その賃金は、住み込みで三千円、しかも休みもない、その他のいろいろな社会保険の制度もないという非常に悪い条件の中にある、そこで、そういう若い中学校卒業程度の農村から出てきた人たちが脱落をする、その脱落を防止するためには大わらわであるというように書いてあつたわけ。こういう条件をなくさなければいけない。この点は、もう一つは、先ほど触れたような社会保障の問題であります。農村の老人たちが年をとつてもなおかつ農業の

非常に激しい労働をしなければならぬ。それは労働後の保障がないからであります。これについても、社会党は、今の国民年金制度というものを、もっと画期的によくなるような国民年金法案を提案してやるわけ。私どもは、単に基本法の中でそういう文句を書くというだけではなくて、具体的にこれに関連をしたいろいろな政策というものを出して、農村で働く人たちが、農村の中で、また農村から町へ出て、いい条件にあるように、その生活が保障されるような措置をとつていく。この点を認めていただきたいと思うわけであり。なお、米価の問題等につきまして御質問がありました。これはけさも触れましたけれども、今の食糧制度を維持して、しかも農家の所得を高めるような米価をきめたならば、それは消費者に對する大きな負担になるであらうということを言われたわけであり。しかし、私どもは、農産物全体を考へて参りましたときに、農家が売り渡す値段と消費者が買う小売価格との間には、非常に開きがある。いわゆる手取り率がある。その中で、食糧の制度のものと置かれて、農産物あるいは支持価格制度のものに置かれて、農産物については、農民の手取り率が高いわけであり。その高いというところは結局、消費者もその高い値段を支払わなくてはならない、消費者が払う価格の大部分というものは農民の手に渡るといふことです。もしも、米の統制をはずしてしまふならば消費者が安い米が買えるかというところになれば、牛乳のよう格好で、三倍にはならないでし

うけれども、少なくともその中間のマージンとか経費とかは三割くらいになるでしよう。そうすれば、現在一五％で済ましているのが三〇％に広がれば、そのしわ寄せは生産農民にもいくし、また消費者の方にもいくというところを考へていくならば、多少財政的な負担はあるかもしれないけれども、農家の所得を流通価格の面で保障しつつ、しかも消費者の利益も考へていくという制度としては、やはり主要な農産物の管理、価格支持制度はわれわれとしては強化改善をしなければならぬ。このことは消費者に對して決して不利なことではないのだ、こう考へていくわけであり。

○藤田委員 この政府案の二十条に對する社会党の原案には、全然就業の機会増大等の規定がない。これは現存の機構等と相当であるという御答弁もありましたけれども、私は、この点に關しましては、北山委員の御見解はもう一回御検討願ひたい。われわれは、やはり、職業訓練をやり、転業のあつせんをやり、それから現在京浜あつては中京あつては阪神、北九州に集中してあります。いわゆる工場に工場をベルト地帯から全国津々浦々に工場を分散して農業従事者の転職に備へようという構想からしますと、そういう表現をこの二十条で使つて、そういう親切なる用意をして、という方が針を農業憲章に示しているという方が親切ではないかというふうに考へておられます。これは見解の相違かもしれませんが……

それから、今食糧制度もちよつと言われましたが、社会党の十四条に對しまして、わが党は十一條の規定がある。この十四條の規定の中で、社会党が食糧法の管理、価格支持を抽出いたしましてその維持改善をうたつて、これは、いかにも宣伝的なにおいが強い。これだけをどうして取り上げたか。ほかにもいろいろな価格安定法を適用している物資が、たくさんあります。法律形態として、これだけを抽出して、これだけをここにわざわざうたふ必要はない。社会党の三十一條を見まして、現行法律制度をその名前を冠して表現した文句は、こゝにもない。十四條にだけこの表現を使つても適當でないのではないかと考へております。

○北山議員 この基本法の中には、たとえば現存の制度で農業協同組合とか、そういう言葉も使つております。ここだけではございませぬ。ここで食糧のことをはっきり申し上げたのは、これは、やはり、農家の方々に對する農業基本法で、しかもこれからの農業の目標を示すのでありますから、あいまいな抽象的な、前へ進むのだから後へ下がるのだからにでもとれるような抽象的な基本法では農民にはわからないわけ。だから、やはり、食糧は維持するのだ、これこれのようないは価格支持をするのだというところは、特にこの価格問題というものは非常に農家の人たちの関心の強い問題でありまして、政府の案というものはその点で非常に不明確だと考へる。ことにたとえば需給条件とかそういう経済上の条件を考へてきめる、価格の安定をはかる、こゝに書いてあつた。従来から見るといふと非常に不明確なんです。こ

こで政府側が答弁するときには、いや食糧は維持するのだ、こゝに書いておる。しかし、所得倍増計画、政府が閣議決定をしてきめた所得倍増計画には、はつきり、米の直接統制は廃止をして間接統制にするのだと書いてあるのではありません。それは、書いてあるなら書いてあつて、しかも閣議で決定してあつてそれが正しいと思ふなら、そのような表現をし、そのように説明をすればいいと思ふ。それを、現在の管理、価格支持をそのまゝ引き續いてやるのだというやうなことを言つておきながら、しかも、閣議の決定にして、そういうものは間接統制にする。要するに、今度大麥とはだか麦でつたやうな措置、それが今度は大麥になり、今度は米になる、そういう方向を示しているのだという、少なくともそういうふうな思ふられるわけ。そういうふうな思ふられないためには、政府案といふものこの点ははつきり書くべきだ。食糧を維持するならば維持する、そういう表現をしなれば、農民にはわからないばかりじゃなくて非常に不安を与える。ですから、特にこの点は明確にわれわれは表現をして。この点を御了承願ひたいと思ひます。

○藤田委員 現在農産物あるいはてん菜、蕎麥、酪農、肥料、飼料その他に關しまして価格安定法が実施されておることは御承知の通りであります。從來無統制でありました価格政策をここに総合した規定が十一條なんです。それで、これを一々食糧管理法その他と列記するといふことは、法体系として適當でない。われわれは、從來

第一類第八号 農林水産委員会議録第十六号 昭和三十一年三月十七日

一五

の無統制なる農産物の価格政策を総合した規定として十一條を掲げておる。しかも、その中に、価格の安定をはかるための必要な施策をするという大方針を明示しておる。この方が基本法の性質から言つて適當ではないか、そういうふうには私は考えております。

次の質問に移ります。社会党では、浅沼前委員長以来牛乳三合論という政策をとつておる。これは畜産の振興ということでありま。この点については、政府案の中に、農作物の選択的拡大をやるというような表現をわれわれは使つて、はっきり果樹、畜産等に作付転換を予定した規定を親切に明示しております。社会党案ではその点がどうもはっきりしないのじゃないか、こういうふうには考えておる点が一点、次は、選挙のときは五百万ヘクタールの開墾をやるのだということとでございまして、今日社会党は三百万ヘクタールの開墾をやるということとを政策として取り上げられておるやに理解いたしております。この三百万ヘクタールというものをきめた基準、根拠、理由、これをお示し願ひたい。

○芳賀議員 お答えいたします。

まず第一の点であります。この政府案と比較しまして、選択的拡大というものは、これは非常にくせ者なんです。一体何を選擇して何を拡大するということが、政府案の基本法で明らかでないのです。これは農業の主体性というものを失なわせたという目的で作られたとわれわれは考えております。ですから、政府案は、どこを見ても、この農業の努力によつて自給度を高めるといふことはどこにもうたわれてない。どうして自給度をうたわぬかとい

うと、これは、明らかに、現在の政府や自民党の皆さんの方針は、自由化を進めるといふことになりま。自給度を高める努力を農業や農民の中で進めていくと、自由化をやるということに対しては最大の障害が起きるわけなんです。ですから、自由化というものを大きく取り上げてアメリカのごきげんをとることになれば、これは自給度も高めない。従つて、アメリカのごきげんをうかがいながらそれを中心とした長期見通しを立てて、そして選択的拡大の方向に農民を向けていかなければならない、そういうことになるのであつて、これは基本法が農民を圧迫することになるのじゃないかという不安が起きるわけです。ですから、われわれの方では、そういう農民を常に不安定に置くような選択的拡大という新しい法律文言は全然使わないで、長期の計画という、いわゆる生産計画、基本計画、國家の責任で農業に対する長期計画を立てるということが、これが法律の中では相當重要な部門であります。資本主義のもとにおいては、吉田総理の時代も、自民党は長期経済計画を立てない、立てるべきでないということを非常にがんばつた時代がありましたが、最近では五カ年計画とか十カ年計画を立てますが、これも長続きはしない。計画を達成する努力というものは、スケジュールがないから、ただ宣伝的に計画だけは作るのですが、そこに到達しないうちにまたやめてしまつて、そしてまた次のうたい文句の長期計画を立てるだけです。社会党はそういうわけではないのです。もう少し責任を持つて、責任のある立場の上

に立つて、農業の基本計画を……

と、これは、明らかに、現在の政府や自民党の皆さんの方針は、自由化を進めるといふことになりま。自給度を高める努力を農業や農民の中で進めていくと、自由化をやるということに対しては最大の障害が起きるわけなんです。ですから、自由化というものを大きく取り上げてアメリカのごきげんをとることになれば、これは自給度も高めない。従つて、アメリカのごきげんをうかがいながらそれを中心とした長期見通しを立てて、そして選択的拡大の方向に農民を向けていかなければならない、そういうことになるのであつて、これは基本法が農民を圧迫することになるのじゃないかという不安が起きるわけです。ですから、われわれの方では、そういう農民を常に不安定に置くような選択的拡大という新しい法律文言は全然使わないで、長期の計画という、いわゆる生産計画、基本計画、國家の責任で農業に対する長期計画を立てるということが、これが法律の中では相當重要な部門であります。資本主義のもとにおいては、吉田総理の時代も、自民党は長期経済計画を立てない、立てるべきでないということ

を非常にがんばつた時代がありましたが、最近では五カ年計画とか十カ年計画を立てますが、これも長続きはしない。計画を達成する努力というものは、スケジュールがないから、ただ宣伝的に計画だけは作るのですが、そこに到達しないうちにまたやめてしまつて、そしてまた次のうたい文句の長期計画を立てるだけです。社会党はそういうわけではないのです。もう少し責任を持つて、責任のある立場の上

に立つて、農業の基本計画を……

と、これは、明らかに、現在の政府や自民党の皆さんの方針は、自由化を進めるといふことになりま。自給度を高める努力を農業や農民の中で進めていくと、自由化をやるということに対しては最大の障害が起きるわけなんです。ですから、自由化というものを大きく取り上げてアメリカのごきげんをとることになれば、これは自給度も高めない。従つて、アメリカのごきげんをうかがいながらそれを中心とした長期見通しを立てて、そして選択的拡大の方向に農民を向けていかなければならない、そういうことになるのであつて、これは基本法が農民を圧迫することになるのじゃないかという不安が起きるわけです。ですから、われわれの方では、そういう農民を常に不安定に置くような選択的拡大という新しい法律文言は全然使わないで、長期の計画という、いわゆる生産計画、基本計画、國家の責任で農業に対する長期計画を立てるということが、これが法律の中では相當重要な部門であります。資本主義のもとにおいては、吉田総理の時代も、自民党は長期経済計画を立てない、立てるべきでないということ

を非常にがんばつた時代がありましたが、最近では五カ年計画とか十カ年計画を立てますが、これも長続きはしない。計画を達成する努力というものは、スケジュールがないから、ただ宣伝的に計画だけは作るのですが、そこに到達しないうちにまたやめてしまつて、そしてまた次のうたい文句の長期計画を立てるだけです。社会党はそういうわけではないのです。もう少し責任を持つて、責任のある立場の上

に立つて、農業の基本計画を……

と、これは、明らかに、現在の政府や自民党の皆さんの方針は、自由化を進めるといふことになりま。自給度を高める努力を農業や農民の中で進めていくと、自由化をやるということに対しては最大の障害が起きるわけなんです。ですから、自由化というものを大きく取り上げてアメリカのごきげんをとることになれば、これは自給度も高めない。従つて、アメリカのごきげんをうかがいながらそれを中心とした長期見通しを立てて、そして選択的拡大の方向に農民を向けていかなければならない、そういうことになるのであつて、これは基本法が農民を圧迫することになるのじゃないかという不安が起きるわけです。ですから、われわれの方では、そういう農民を常に不安定に置くような選択的拡大という新しい法律文言は全然使わないで、長期の計画という、いわゆる生産計画、基本計画、國家の責任で農業に対する長期計画を立てるということが、これが法律の中では相當重要な部門であります。資本主義のもとにおいては、吉田総理の時代も、自民党は長期経済計画を立てない、立てるべきでないということ

を非常にがんばつた時代がありましたが、最近では五カ年計画とか十カ年計画を立てますが、これも長続きはしない。計画を達成する努力というものは、スケジュールがないから、ただ宣伝的に計画だけは作るのですが、そこに到達しないうちにまたやめてしまつて、そしてまた次のうたい文句の長期計画を立てるだけです。社会党はそういうわけではないのです。もう少し責任を持つて、責任のある立場の上

に立つて、農業の基本計画を……

と、これは、明らかに、現在の政府や自民党の皆さんの方針は、自由化を進めるといふことになりま。自給度を高める努力を農業や農民の中で進めていくと、自由化をやるということに対しては最大の障害が起きるわけなんです。ですから、自由化というものを大きく取り上げてアメリカのごきげんをとることになれば、これは自給度も高めない。従つて、アメリカのごきげんをうかがいながらそれを中心とした長期見通しを立てて、そして選択的拡大の方向に農民を向けていかなければならない、そういうことになるのであつて、これは基本法が農民を圧迫することになるのじゃないかという不安が起きるわけです。ですから、われわれの方では、そういう農民を常に不安定に置くような選択的拡大という新しい法律文言は全然使わないで、長期の計画という、いわゆる生産計画、基本計画、國家の責任で農業に対する長期計画を立てるということが、これが法律の中では相當重要な部門であります。資本主義のもとにおいては、吉田総理の時代も、自民党は長期経済計画を立てない、立てるべきでないということ

を非常にがんばつた時代がありましたが、最近では五カ年計画とか十カ年計画を立てますが、これも長続きはしない。計画を達成する努力というものは、スケジュールがないから、ただ宣伝的に計画だけは作るのですが、そこに到達しないうちにまたやめてしまつて、そしてまた次のうたい文句の長期計画を立てるだけです。社会党はそういうわけではないのです。もう少し責任を持つて、責任のある立場の上

に立つて、農業の基本計画を……

千五百円ずつ預けて麦を作るなどというような、そういう情けない施策を進めた場合には、これは畜産農業の大発展はできないわけです。ですから、われわれは、積極的に未利用地の開墾を行なつて、十年間に草地の二百万ヘクタールの開墾を行なう、畑地百万ヘクタールを、これは国で開墾して農民に負担させないという、そういう大方針の上に立つております。従つて、これをやらぬければ牛乳三合の達成はできない。外国から乳製品を買つてこなければ三合の牛乳を飲ませられぬということになるので、われわれは、当然の基礎を作る意味に立つて、そうして農用地の拡大計画というものを十カ年計画で堂々と進めるといふことになるし、それをやるには、これは國家の責任である。國が開墾した國土ですから、これは當然國の富がまたふえるということにもなるわけでありまして、この点は十分御理解を願ひたいと思つております。

○藤田委員 ただいまの御答弁を聞いておりますと、畜産振興のためにほとんど三百万ヘクタールを充てるように私は解釈いたしました。畜産だけでは足りないじゃないですか。もう少し三百万ヘクタールという膨大な面積を開墾する根拠というものを御尋ねしたい。しかも、この政府案にも土地改良、開墾等は予定してあるんです。生産基盤の整備及び開墾というふうにはつきりとうたつておるわけです。だから、これは決して社会党の専売ではないということも御理解願ひたい。

次に、またもとに戻りますが、社会党の価格決定方式は生産費及び所得補償方式の大原則にのつととなつてお

ります。これは私は言うべくしてなかなか実行困難な価格決定基準じゃないかと思ふのです。どういふ地域でどういふ階層を基準にこの価格決定方式を採用されるのか。実現困難じゃないですか。実現性ありという自信のもとに提案されておりますか。

○石田(審)議員 お答え申しますが、前段の土地改良問題や農地開墾の問題でございますが、実は、政府案を拝見いたしますと、二つの案が出ておりますけれども、十年後における耕地面積というものは二つの案とも六百万町歩でありまして、全然ふえておらない。これは一つ藤田委員も政府案を御検討願ひたい。

きな問題であろうと思うのであります。いわゆる労働報酬の評価の問題でございまして、これを取り入れることなしに農業の基本的な問題を議論することは当を得ない、こういうふうな考へておりますから、やはりすべての農産物については農民の労働報酬というものを適正に評価して価格の中に繰り入れるということがきわめて大切な問題であり、困難であろうとおっしゃるけれども、実はもう政府も実現をいたしておりますので、御了解を願いたいと思ひます。

○丹羽(兵)委員 関連して……

ただいま価格の問題について御説明、御答弁がございましたが、いずれにしても、農産物に対する価格の問題は大へん重要な問題である。それで、私は、農村議員といたしまして、先ほど北山さんからの御答弁のうちに、政府が閣議決定をして、米の統制、いわゆる食糧法をやる、近く間接統制の方向に持っていきたい、こういうふうな閣議決定をいたされたということについては、これは、ひとり食糧法の存置の問題でなくて、現在においても、農村としては、また農民としては大へんな問題である、そういう意味から、私は与党でございますが、政府がさような閣議決定をしておるとするならば、私どもは聞き捨てならぬことでござい

ます。そういう点、いつの閣議決定でなされておるか、先ほど御説明のうちに申されましたので、まことに恐縮なお尋ねでございますが、この点承らしていただきます。

○北山議員 われわれの手に配付になつております経済企画庁の「国民所得倍増計画」、この目次のところに、

「国民所得倍増計画に関する件(昭和三十三年十二月二十七日閣議決定)」

というふうに印刷してあるのです。そして、ずうっとこの計画があるわけですが、その中の四十一ページの下のところに、「政府の誘導政策のあり方」として、「第二に、外国為替については自由化を積極的に進め、米については直接統制を廃止して間接統制にきりかえるものとする。これらの間接統制は、経済安定を維持するうえに基礎的問題を含んでいるため、自由機構の例外措置として、こんご相当の期間必要となるであろう。こういうふうに明確に書いてあるのです。だから、私は、こういう資料を政府からもらつておりますから、この通りに申し上げておるのであります。

○丹羽(兵)委員 ただいま、北山さんから、私どもの手元にもあります経済企画庁から出したそのものについての御説明をいただきました。なるほど、こうした印刷物は配付されておりますが、新聞あるいは国会等でもよく御存じになつておりますように、こうした委員会なるものの方針、企画庁なるものの方針はこうした方向を進めたいということを書いて出しておるわけでありまして、しかし、閣議決定はしてないというのを私どもは承知して

したのでありますから、ただいま閣議決定したというお話がございましたが、私はさよう承知しておりますので、(発言する者あり)「一応申し上げておきます。○北山議員 今朗読しましたのは、この印刷は社会党で作つたのじゃないのです。経済企画庁で作つた、われわれに参考資料として配付になつておるのであります。その中に、はつきり

と、目次のところに何月何日閣議決定と書いてあるのです。それが間違ひであるとするとすれば、これを政府は直さなければならぬ。われわれはその政府が配付された資料によつてものを判断するのであつて、これによつて私の意見を言つておるわけであつて、決して間違つたことを言つておるのじゃない。これがもしもお話の通りに間違ひであるとすれば、政府を呼んで、そして、これがうそであるかほんとうであるか、はつきりしてもらいたいと思ふ。

○丹羽(兵)委員 社会党では閣議決定したと認めておられますが、私どもはそう考へておられない。(それは重大問題だ「偽文書じゃないか」と呼び、その他発言する者あり)真偽を確かめていただく必要がある。(政府を呼ば「理事会を開け」と呼び、その他発言する者、離席する者多く、議場騒然、聴取不能)……御相談を願ひたいと思ひます。

「理事会を開け」「休憩しろ」「総理大臣、農林大臣が出られなければ、官房長官でもいい」「暫時休憩して理事会を開け」と呼ぶ者あり。○坂田委員長 暫時休憩いたします。午後二時五十二分休憩

午後四時三十五分開議
○坂田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

農業基本法案に対する質疑を続行いたします。角屋堅次郎君。

○角屋委員 池田総理が御出席になりましたので、先ほど来問題になつておる点につきまして質疑を申し上げます。

と思ひます。実は、御承知の通り、本日は、私どもが数年前苦勞して今次国会に提案をいたしました農業基本法案の問題について、従来かつて先例のない、野党側の農業基本法に対して与党の方々が一日かけて本日第一目の質疑を尽くされる、こういうことに対しては、私どもも心から敬意を表しておる次第でござい

ますが、たまたま、この審議の経過の中におきまして、先ほど来自民党の藤田委員、それに関連する丹羽委員の質問に関連をいたしましたので、これから食糧のうちで特に重要な米の問題について今後どうするかということについていろいろ質疑の中に、所得倍増計画の問題が出て参つたのであります。そこで、「国民所得倍増計画」として昭和三十三年十二月二十七日閣議決定としてわれわれに責任を持つて配付されておるものの第三部の「民間部門の予測と誘導政策」そのうちの第一章の「民間部門の地位」その第二項の「政府の誘導政策のあり方」この第二のところに、米の問題について触れておるわけでありまして、この事実に基づいて、北山委員の方から藤田委員の質問等に対してお答えをいたしましたわけであり

ますが、その問題がたまたま閣議決定の問題と関連をしていろいろ紛糾をいたしました。この際、この問題については、「国民所得倍増計画」というものはすでにわれわれに昭和三十三年十二月二十七日閣議決定というところで政府の方から責任を持つて資料として配付をされておるわけでありまして、これをこの問題について総理からまず経過をお伺いしたいと思ひます。

○池田(勇)國務大臣 政府で決定いた

しました所得倍増計画の中に、「米については直接統制を廃止して間接統制にきりかえるものとする」という言葉がございまして、これは、たゞたび私申ししておりますごとく、お配りいたしました資料の一番前に、「政府は、別冊「国民所得倍増計画」をもつて、昭和三十三年十二月二十七日閣議決定の「新長期経済計画」に代えるものとするが、今後における経済の運営にあたつては、内外経済の実勢に応じて弾力的に措置するものとし、とくに、別紙「国民所得倍増計画の構想」によるものとす」と、こう書きまして、これは、一応、企画庁における諮問段階の所得倍増計画の答申と、全体を計画として決定しておるのでござい

ます。個々の内容につきましては、われわれは時間があればこれを変えるつもりでおつたのでございまして、何分にも時間がない関係上、これは全体としての指針としてきめるというので、その内容につきましては「構想」によつて弾力的にやると言つておるのであります。従ひまして、こういうことはござい

ますが、たゞたび答えておりますように、私は、米の直接統制を撤廃する気持は今のないのでござい

りますように、昭和三十五年十二月二十七日正式閣議決定という形においてきめられたものであるかどうかをお伺いしたいと思ひます。

○池田(男)國務大臣 全体としてこの計画でいくというのをきめたものであります。

○角屋委員 先ほどの委員会における質問の中では、閣議決定であるかどうかということについても少し問題があったように思ひますが、総理の答弁で、全体としてはこの所得倍増計画は閣議決定になっておるといふことは明らかになつたわけでありまふ。しかも、御承知の通り、今度の国会には政府の方からも農業基本法を中心にして農業関係の諸法案が出されてきておる。そういう意味で、農政問題は一つの重要な項目として國民から注視され、特に農業団体と農民関係からは注目的に相なつておるわけでありまふが、そういう際に、農政関係の重要な項目でありますところの米の食糧管理の問題がどうなるかということについては、農民や農業団体から異常な関心を持たれておることは御判断の通りであります。そういう際に、ここにもありますように、はつきり「政府の誘導政策のあり方」として、第二の項に、「外国為替については自由化を積極的に進め、米については直接統制を廃止して間接統制に切りかえるものとする。」というように明言しておることは、食糧制度を維持する、あるいはまた直接統制を間接統制に切りかえないというふうな考え方が当面の政策とあつても、将来の方向としては、いわゆる政府の誘導政策の方向としては直接統制を廃止して間接統制に持つていく

のだということだけは、池田総理の考え方としてははつきりしておるわけであらうと思ひます。

○池田(男)國務大臣 たびたびお答えしておるようですが、私はそういう考えは持つておりません。これは私の口から申し上げておきます。

○角屋委員 これは、池田総理にお聞きしたいのですが、さしたつてそういう気持がないということ、将来展望としてそういう方向に持つていくということとは、おのずからこれを区別して考えなければならぬ。政府が一枚看板にしておつた國民所得倍増計画の中で、しかも従来から見ても農政の重要な根幹である食糧管理の問題について、明らかに政府の責任において直接統制を廃止して間接統制に切りかえる、ということを開議決定しておきながら、しかもその総理である池田総理がこの問題について全然考へてないといふのは、矛盾撞着もはなはだしと思ひます。当面の問題として直接統制を間接統制に切りかえないかといふことは、これは池田総理の答弁としてあり得ることだと思ひます。しかし、重要な誘導政策の項目の中で第二項にこのことを考へたつておるといふことは、私たちがきかめて注目しなければならぬと思ひます。

従つて、私がお聞きしたいのは、政府がこれから考へていく誘導政策の中で、農政部面の重要な根幹である食糧管理について、米の問題は直接統制を廃止して間接統制に切りかえていく、この誘導政策だけは方向として間違ひないといふふうにお思ひますが、いかがでございませう。

○池田(男)國務大臣 個々の問題について閣議決定しておるのじやございません。この計画を全体として閣議決定をしたのでございませう。従ひまして、この中におきましても、われわれは、たびたび言つておきますように、行政投資が一兆円では少ない、——はつきり言つて少ないのです。こういうふうり、どんどん変えていきます。従ひまして、「構想」としてまず先に掲げて、一応全体としては閣議決定したけれども、具体的問題につきましても「構想」としてやつておるわけでありまふ。だから、初めにカバリーングをかけております。カバリーングをおるわけです。私は、こう考へ下さればいいと思ひます。いろいろな委員会の席でございませうから、いろいろなことが出ておりますが、われわれは、それを一々消し、加えるというのではなしに、全体としては一応閣議決定いたしました。内容の点に至つて、われわれの意に満たぬところ、われわれのとらざるところがございませうから、「構想」として前に書いておるのじやございませう。そう御解釈下さればよろしいと思ひます。

○角屋委員 この条項は、文章で全体的に書いてあるうちの枝葉末節の問題ではないのです。農政の歴史から見ても、価格政策上あるいは農業所得の部面から見ても、農政の根幹をなす制度の問題なんです。この制度の問題について、しかも政府の誘導政策の中で第二の項でこの問題に触れておるといふことはきかめて注目しなければならぬのです。今日新しい農業基本法が出される場合にも、一体これから食糧管理制度をどう持つていくのか、こういう点については、御承知のように、農林漁業基本問題調査会の答申の中でも、

米の価格と管理という中でいろいろな内容のものが指摘されておるわけですが、時間の関係上これらの詳細については触れませんが、こういう内容から見て、農業所得の中で今日約半数近くを米で持つておる今日の農家の実態から見ても、食糧管理制度あるいは米価の問題、こういうものをどういうふうな方向に持つていくかということは、農民としてはきかめて関心の深い問題である。そういう問題が文章全体の中で出てくる。枝葉末節の問題ではなしに、農政の根幹に属する問題である。しかも、政府の誘導政策の中で、はつきり第二項で、重要な問題として、直接統制を廃止して間接統制に切りかえていくというのをうたつておることにまつて、総理が責任を持つて閣議を主宰されて決定されたということであるならば、総理として、これは方向としてはこういうふうな持つていくのだけれども、それをいつやるか、こういうことについては弾力的に考へたいということならばわれわれもいわずに政府の政策として了承するにやぶさかではありませんが、間接統制に切りかえていくのだということそれ自身を否定しながらこういう重要な問題について閣議できめられたこと自身、不用意じゃありませんか。

○池田(男)國務大臣 そこで、カバリーングをつつて、考へ方はこうだ、全体として閣議決定するのだ、内容の個々の問題につきましてもは変わるじやないか、構想を述べておるのじやないか、だから、そういうふうなことが変わるかという問題につきましても、一々皆さん方に御相談いたしましてやるのじやないか。これは一応

の指針として全体として閣議決定しておるのじやないか。個々の問題につきましても、予算案なり法律案ではつきり皆さん方と御相談いたしたいと思ひます。

○角屋委員 この問題については総理大臣にお聞きしたいのですが、直接統制を廃止して間接統制に切りかえるというこの考え方そのものについては、総理大臣はこの方向を全体として了承されるのですか、このことには反対だといふことなんでしょうか、いかがでしよう。

○池田(男)國務大臣 これは、もう、今国会におきましても前国会におきましても、常に私は、直接統制を続けたいといふことをはつきり申し上げておりました。

○角屋委員 それならば、なぜ、こういう重要な事項を開議決定という全体の方向の中でも政府の誘導政策の重要な項目の中で明らかにしたのでございませう。食糧管理制度については再検討しなければならぬということを書いておるのならばこれは別問題でございませう。しかし、食糧管理制度については再検討しなければならぬということを書いておるのならば別として、誘導政策の方向として直接統制を廃止して間接統制の方向に持つていくということとを明らかにしたことは、これはやはり誘導政策の性格を明瞭にしておるわけなんです。従つて、これに対して総理自身が反対であるならば、この条項は削除すべき問題であらうと思ひます。であるにもかかわらず、こういう重要な問題をはつきりここに書き、しかも全体として閣議ではそれをきめたのであるといふことならば、方

向としてはその通りと考えておられるけれども、運営の問題としてはやはり諸般の情勢を考慮して弾力的に考えるのだ、こういうのが私は政治家として正しい答弁のあり方だと思ふのですが、いかがですか。

〔発言する者多し〕

○坂田委員長 静粛に願います。

○池田(男)國務大臣 所得倍増計画の委員会の答申といたしまして、答申を全体として閣議決定したものでございします。内容その他につきましては今後変えていくことがあるというのを私は申し上げておきたいと思ひます。

○石田(有)委員 関連して、ちょっと総理に伺ひます。

ただいま答弁をお聞きいたしておりますと、ただ一つの問題が偶然に出てきたものではございません。二千万円という経費と一年有半を要して作られたところの答申というものがあつた。その答申に基づいてさらに経済企画庁がこれをきわめて端的に表現しておるのであつて、偶然出てきた問題ではないのであります。そして、国の所得倍増計画ときわめて大きな関連を持つ全人口の三九〇〇万を占める農民の農業所得の中の五〇〇〇万を占める米の所得、そういう重大な問題について、答申に基づいてさらにこれが所得倍増計画の中に明記されておる問題について、総理が先ほど、だから冒頭にたし書きをしてある、こうおっしゃるけれども、こういう大きな問題にそのような変更を加えられるということであるならば、閣議決定というものの政治に及ぼす影響というものは国民は非常に大きくかつ重く見ておる問題でございします。これは早急に全面的に改定を

されて、池田内閣の所得倍増計画というものの対する国民の認識を改めさせなければならぬ問題であると私は考えるのであります。閣議決定というものの及ぼす影響の重大さにかんがみまして、これを全面的に再検討をされる用意があるかどうか、一つ伺つておきたいと思ひます。

○池田(男)國務大臣 今後の問題といたしましては検討いたしますが、ただいまのお答えといたしましては、この閣議決定というものは、全体として一つきめていこう、こういうことではないかと、内容につきましては今後いろいろ違つていくものと思ひます。

○石田(有)委員 問題は国民の生活に直接結びつた問題なのであります。形式や総括や、そういう問題ではないのです。ですから、国民の日常生活に直結する重大な問題について間違つたものを出してある、こういう不意なことが次々と行なわれるとすれば、これは内閣の威信に関する問題だと思ふ。ことに、所得倍増計画というものが池田内閣の中心的な課題である。それがまた国民の信を大きく得ておるところの重大なポイントの一つなのであります。でありますから、軽くこれを扱つてはならないと思ふ。従つて、こういう重大な問題については、当然再検討をし、さらにこれを国民に明らかにする責任があると考えますが、いかがですか。

○池田(男)國務大臣 そこで、私の口からたびたび、御質問のある前から私は言つておるわけでございします。私ばかりでございしません。所管の農林大臣も、あるいは企画庁長官もはつきり言つておるのでございします。これを

もつて御了承願ひます。

なお、従来の例から見ましても、今度置きかえます前の三十二年に決定した新長期経済計画、これもこの通りいっていないというところは御承知の通りであります。これは全体の指針として一応決定した、こういうことで御了承願ひたいと思ひます。

○石田(有)委員 そのことだけなら私もは了解できないことはないのです。ところが、大まか、はだか麦をはずすといふことも総理の口から聞いておりますけれども、大まか、はだか麦をはずすような一切の手續を事務当局がやつたのは、閣議決定に基づいて農林省が作業をして実現しておるのです。これをはずすようにするといふこのことは、もうすでに閣議決定に基づいて一部は実現しておる。それだけに、今度はまたこれを米にやるといふ意向を明言した以上、総理の口からたびたび答弁がありましても、私もは了解をいたしかねる問題なんです。ですから、私もはこの点をやかましく申し上げておるのであります。閣議決定といふものの政治的な影響力、これを十分御考慮願ひたいと思ひます。

〔発言する者あり〕

○坂田委員長 静粛に願ひます。

○池田(男)國務大臣 従来の例からいへば下さつても委員会の答申を一応全体として決定しておきまして、具体的問題につきましても、それより進んだ場合も多いのであります。それが政治であると思ひます。従つて、今回におきましては、特に「構想」といふものを前に書きましてやつておるし、説明につきましても、たびたびそういう

ことを私は申し上げておるのであります。一応これを決定しておきませんが、この「構想」によつてやるのだ、こう書いておられます。しかもその「構想」によつてやる場合におきましても、随時法律案、予算案であつた方に相談する。こういう個々の問題につきましてもはまだいろいろな点があると思ひますが、全体として一応閣議決定した、そして「構想」によつてそれを改める、こういうことにいたしておるのでございします。そうお考えいただきたいと思ひます。

○坂田委員長 五時までにお願いしたいと思ひますが……

○角屋委員 ただいまの食糧管理制度そのものに対する問題は、今次国会においても予算委員会等でいろいろ追及がされた際に、総理の御答弁を見てみますと、当分の間、あるいはしばらくの間とかいふ言葉が入つて、食糧管理制度を維持する、こういうふうにして私は議事録を通じて見ておるわけであります。従つて、そういう予算委員会等における答弁の中身、そしてまた今日の所得倍増計画の中で今問題になつておるものとこの直接統制の廃止、間接統制への切りかえ、こういう問題と結びつけて考えてみる場合には、総理の考え方としては、ここで述べておるような政府の誘導政策としてこういう方向に持つていくといふことはちゃんと考えておられて、そして、やはり政治的な影響とかいろいろなこと、今われわれがこの問題は非常に重大であつて総理の真意を聞いておる際には、その点には直接触れられずに、当面の問題を中心にしてこれを切り抜ければよいとすると、こういうふうに感じられます

が、その点いかがですか。

○池田(男)國務大臣 何百年先のことはまだ言へません。しかし、当分の間といふことは、私の内閣ではやらぬといふことははっきり私は申し上げておきます。

〔そういう人を侮辱した話はない。百年、二百年の話をしてゐるのではない〕と呼び、その他発言する者あり

○坂田委員長 静粛に願ひます。

○角屋委員 今の総理の御発言はちょっと不謹慎です。国民所得倍増計画でも、やはり十年といふところに前提を置いて、そしていろいろなことが書いてあるわけですから、われわれは、今総理が比喩的に言われたそういうことと問題にしておるわけではない。非常に軽率不謹慎な表現だと思ひます。この十年間にどうするといふ構想の中で、政府の国民所得倍増計画で言つておるその中身の中で、私も農政委員会の中で農業基本法の問題を論ずるときに食糧管理制度といふものは非常に問題になる。皆さんも問題にしておられる。農林漁業基本問題調査会でもこの問題についていろいろ意見を述べられておる。この問題について、所得倍増計画の十年の間にどういふ展望を持つのか、こゝに、二年の問題ではなく、十年の間にどういふ展望を持つのかという際に、政府の責任において定められた閣議決定の中で、十年の展望の中で、直接統制を廃止して間接統制に切りかえるのだ、こういう誘導政策に基づいてこれからの施策をやつていくのだといふことについては、責任をもつて閣議できめられた以上は、はっきり総理としてお答えになるべきだ

と思います。ただ時期的に早くなるかおそくなるかという問題はあっても、十年の間にこういう誘導政策をやつていくのだというだけについては、やはりそう考へておるのだというようにお答へになるのが、責任ある政治家として当然だと思いますが、いかがでしょうか。

○池田(勇)國務大臣 池田内閣ではやりません。そういう直接統制をやめるという考へは私は今持っていない、こう申し上げて、おわかりいただけたらと思います。

○坂田委員長 五時まででお願いします。

○角屋委員 それならば、御承知のように、食糧制度の中には米の問題ばかりではなしに麦の問題もあるわけですね。大麦、はだか麦については、食糧制度があるにもかかわらず、別の特別措置法でもって実際に食糧法の重要な一部を骨抜きにしようとしてきておられる。食糧管理制度というものについてあくまでもやっていくということであるならば、この法案を撤回された方がいいじゃないですか。いかがですか。

○池田(勇)國務大臣 食糧制度全般にわたつて一切手をつけぬとは言つておりません。今問題の米につきましては、今の直接統制を私はずっと続けていきます。「麦はどうした」と呼ぶ者あり)ただ、大麦、はだか麦につきましては、経済事情、生産事情がいろいろ違つてきておりますから、あなた方に、こうしたらどうでしょうかということをお相談申し上げておるのであります。

○角屋委員 今向こうの方からお話のように、食糧管理制度というものは、

は、現実に大麦、はだか麦について今度の特別措置法によつて大部分が骨抜きになる。先ほど石田委員も言われたように、やがて、今後の推移としては、農業所得の重要な根幹をなしておる米の問題についても、麦と同じ方向で考へようとする、そういう判断をするのは、これは自然の推移だろうと思ひます。そういうことについてわれわれは心配を持ち、そういうことをやるんじやないかと思つておるときに、閣議決定で責任を持つてきめられたことの中に、直接統制を廃し間接統制に切りかえるということがあるのだから、これはやはり非常に重要な意味を持つておるし、私どもとしては問題にせざるを得ないのであります。池田内閣としてはやらないということ、これはあり得るだらうと思うが、池田内閣が十年も続くわけではありせんけれども、しかし、池田内閣の責任においては、十年間の展望を持つ場合においては、直接統制を間接統制に切りかえるということについての方向は認めておられるということ、私はやはり明らかであらうと思う。方向だけはあなたも認められるし、十年間にそういう方向に誘導政策として持つていきたい、こういうことについては、それは持つていきたいだらう。しかし、それをいつやるとかというようなことにについては、これはやはり慎重に考慮しなければならぬと思うのです。

○池田(勇)國務大臣 そういうふうには誘導しようとは思つておりません。それで、閣議決定とおっしゃつても、全体として決定しておるのであります。個々の問題については、「構想」にありますごとく、弾力的に考へてい

く。しこうして、米の問題についてどうするかというたら、これはいたしません、こういうことであります。

○角屋委員 ただいままでの総理の答弁では、私どもは了承しかねます。ただし、本会議の開会の時間等もありまして、本日この問題でさらに追及するということは、これは時間的にもできないわけでありまして。しかし、先ほど来質問しており、また総理が出られる前に本委員会ではいろいろ質問した過程でも、与党の諸君の中だつて、そういうことが閣議決定になつておるのかどうかということさえ出てきた。今の総理の答弁で、全体としては閣議決定になつておるといふことは明らかですが、ただ、私どもが非常に重要視しているこの問題については、総理は何かこれを否定されるような意見を述べられるけれども、それならば撤回しなさいということになると、これも端的に言われぬ。でありますから、この問題については私どもは今までの総理の答弁では了承しかねますけれども、いづれ本委員会はさらにまた総理の出席を求めて総括質問等をやる機会もございましょうから、そのときに私どもはさらにこの問題について追及することにいたしまして、本日は、了承しかねる、将来に問題を残すということで、私の質問を終わりたいと思ひます。

○坂田委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時四分散会